

令和5年度 第1回 青森地方労働審議会 家内労働部会

日 時：令和6年1月24日(水) 14:00～

場 所：青森合同庁舎4階 共用会議室

会 議 次 第

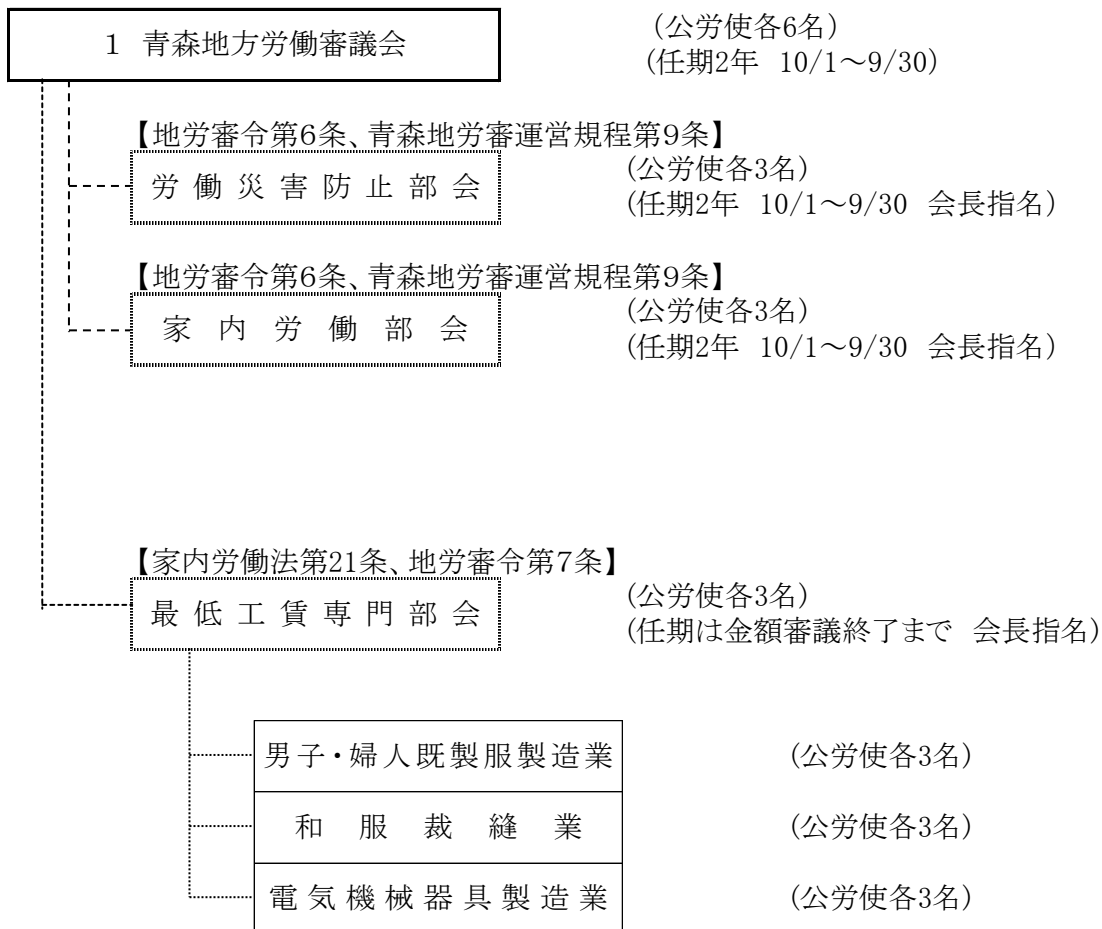
- 1 開会
- 2 労働基準部長挨拶
- 3 家内労働部会長及び部会長代理の選任について
- 4 議題
 - (1) 青森県における家内労働の状況について
 - (2) 青森県和服裁縫業最低工賃改正の必要性について
 - (3) 青森地方労働審議会家内労働部会運営規程の改正について
 - (4) その他
- 5 閉会

資 料 目 次

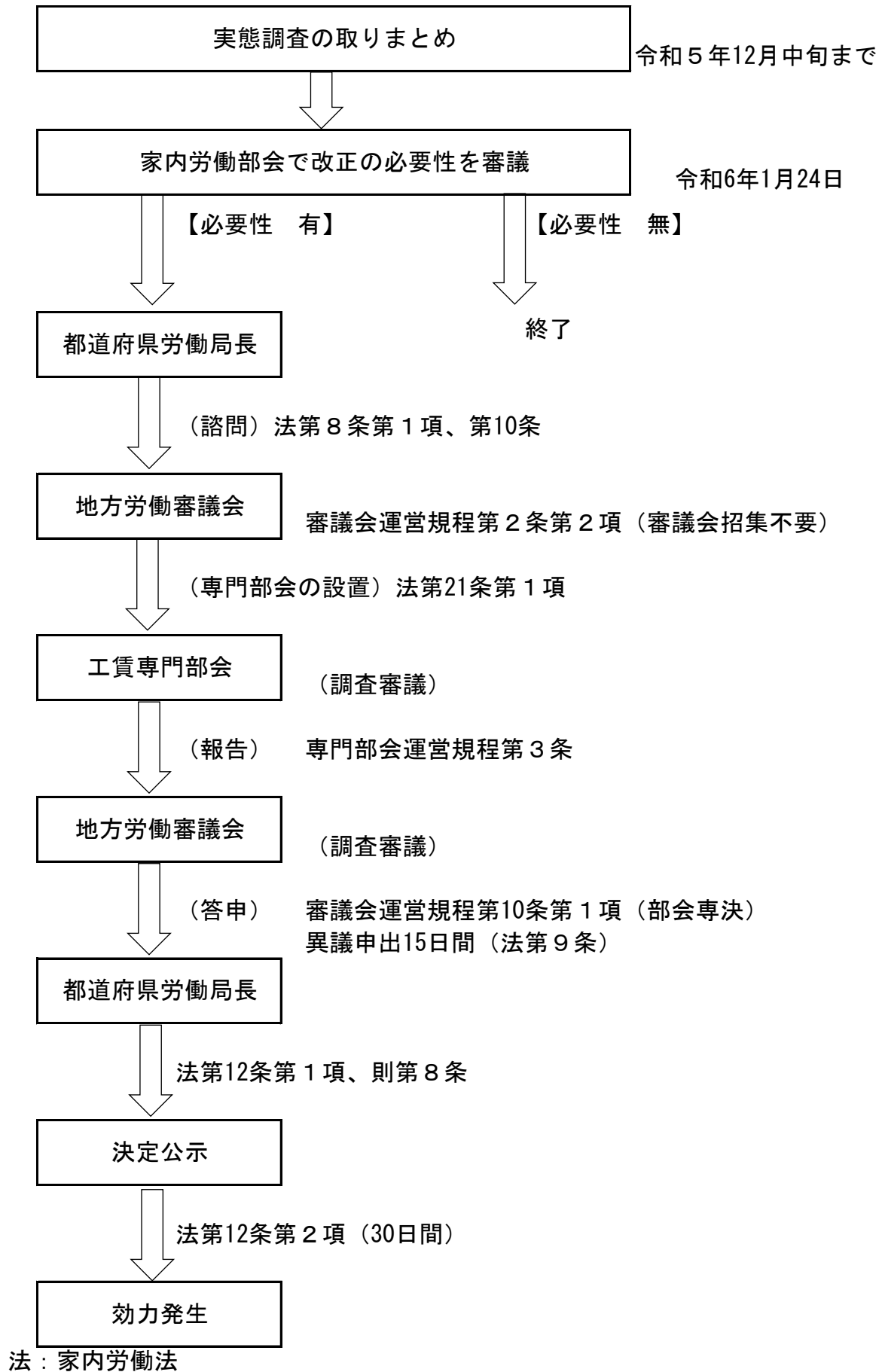
1	青森労働局各種審議会の組織図	1
2	最低工賃決定の手順（概要）	2
3	家内労働法	3
4	地方労働審議会令	14
5	青森地方労働審議会運営規程	18
6	青森地方労働審議会家内労働部会運営規程	21
7	青森地方労働審議会家内労働部会運営規程（改正案）	22
8	青森地方労働審議会家内労働部会委員名簿	24
9	青森県における家内労働（令和5年）	25
10	第14次最低工賃新設・改正計画の実施について （厚生労働省雇用均等・均等局長通達）	31
11	青森県の最低工賃（令和5年10月現在）	34
12	青森県和服裁縫業最低工賃（平成15年5月1日発効）	35
13	都道府県別和服裁縫業関係最低工賃における品目内容一覧	36
14	青森県和服裁縫業最低工賃実態調査結果（令和5年度）	37
15	和服裁縫業最低工賃を設定する8道県の改正状況等	58
16	青森県和服裁縫業最低工賃改正の必要性について	60
17	（参考）家内労働者数及び委託者数の推移（全体・和服裁縫業）	64
18	（参考）和服裁縫業最低工賃に係る諮問見送りの状況一覧	68
19	（参考）青森県最低工賃の推移	70
20	（参考）センサス上の事業場数等	71

【別冊】「家内労働のしおり」（厚生労働省）

各種審議会等の組織図



【最低工賃決定の手順（概略）】



家内労働法

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 委託 (第3条～第5条)
- 第3章 工賃及び最低工賃 (第6条～第16条)
- 第4章 安全及び衛生 (第17条・第18条)
- 第5章 家内労働に関する審議機関 (第19条～第24条)
- 第6章 雑則 (第25条～第32条)
- 第7章 罰則 (第33条～第36条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第2条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

1. 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。
2. 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。
- 4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。
- 5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。
 1. 第1項第1号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
 2. 第1項第2号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額
- 6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

第2章 委 託

（家内労働手帳）

- 第3条** 委託者は、委託をするにあつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(就業時間)

第4条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(委託の打切りの予告)

第5条 6月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をするを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならない。

第3章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査(以下「検査」という。)をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から1月以内に支払わなければならない。

(工賃の支払場所等)

第7条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

(最低工賃)

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第1項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間は、前条第1項の規定による決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による決定をする場合において、第2項の規定による申出があつたときは、第3項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

6 前条第2項の規定は、第3項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第 11 条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

第 12 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から定算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第 13 条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第15条 第8条第1項及び第10条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適當となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第8条第2項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第16条 第6条又は第14条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第4章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第 17 条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第 18 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第1項又は第2項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第5章 家内労働に関する審議機関

第 19 条及び第 20 条 削除

(専門部会等)

第 21 条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第 22 条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第 23 条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認められる場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第 24 条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 雑 則

(援助)

第 25 条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第 26 条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第 27 条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かななければならない。

(報告等)

第 28 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところ

により、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第 29 条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第 30 条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを収去することができる。

2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 31 条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第 32 条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第7章 罰 則

第 33 条 第 18 条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、6月以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

第 34 条 第 14 条の規定に違反した者は、1万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号の一に該当する者は、5千円以下の罰金に処する。

1. 第3条第1項、第6条又は第17条の規定に違反した者
2. 第3条第2項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
3. 第18条の規定による命令(委託をすることを禁止する命令を除く。)又は第32条第3項の規定による命令に違反した者
4. 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
5. 第27条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者
6. 第28条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
7. 第30条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(両罰規定)

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○地方労働審議会令
(平成十三年九月二十七日)
(政令第三百二十号)

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二九年七月七日政令第一八五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

青森地方労働審議会運営規程

規程制定 平成 13 年 10 月 2 日

改 正 平成 15 年 9 月 10 日

改 正 令和 3 年 11 月 25 日

第 1 条 青森地方労働審議会（以下「審議会」という）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとする時は、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をもその都度労働局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務につ

いて議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

- 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第 11 条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第 12 条 部会又は最低工賃専門部に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

第 13 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部に諮って定める。

第 14 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行なう。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 9 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日から施行する。

青森地方労働審議会家内労働部会運営規程

- 第1条 青森地方労働審議会家内労働部会（以下「家内労働部会」という。）の議事運営は、地方労働審議会令及び青森地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 家内労働部会は、家内労働に関する専門の事項であって審議会から付託されたものを調査審議する。
- 第3条 部会の委員は家内労働者を代表とする委員、委託者を代表とする委員及び公益を代表する委員各々3名とする。
- 第4条 家内労働部会は、部会長が必要と認めたときのほか、青森労働局長（以下「局長」という。）又は三分の一以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。
- 2 前項の規程により局長又は委員から議会の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも一週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも五日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第5条 委員は病気その他の理由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で連絡するものとする。
- 2 委員は旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第6条 部会長は会議の議長となり議事の整理をする。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは部会長の許可を受けるものとする。
- 第7条 会議は原則として公開とする。
- 第8条 会議の議事については議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 第9条 部会長は家内労働部会が議決を行ったときは青森地方労働審議会に報告するものとする。
- 第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が家内労働部会に諮って定めるものとする。
- 第11条 この規程の改廃は家内労働部会の議決に基づいて行う。
- 附 則
この規程は平成14年6月14日から施行する。

青森地方労働審議会家内労働部会運営規程 (案)

規程制定 平成14年6月14日
改正 令和6年月日

- 第1条 青森地方労働審議会家内労働部会（以下「家内労働部会」という。）の議事運営は、地方労働審議会令及び青森地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 家内労働部会は、家内労働に関する専門の事項であつて審議会から付託されたものを調査審議する。
- 第3条 部会の委員は家内労働者を代表とする委員、委託者を代表とする委員及び公益を代表する委員各々3名とする。
- 第4条 家内労働部会は、部会長が必要と認めたときのほか、青森労働局長（以下「局長」という。）又は三分の一以上の委員から開催の請求があつたとき、部会長が召集する。
- 2 前項の規程により局長又は委員から議会の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも一週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも五日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で連絡するものとする。
 - ~~3~~ 委員は旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第6条 部会長は会議の議長となり議事の整理をする。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは部会長の許可を受けるものとする。
- 第7条 会議は原則として公開とする。
- 第8条 会議の議事については議事録を作成する。~~七、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。~~
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 第9条 部会長は家内労働部会が議決を行ったときは青森地方労働審議会に報告するものとする。
- 第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が家内労働部会に諮って定めるものとする。
- 第11条 この規程の改廃は家内労働部会の議決に基づいて行う。
- 附 則

この規程は平成14年6月14日から施行する。

附 則

この規程は令和6年 月 日から施行する。

青森地方労働審議会家内労働部会委員名簿

令和5年10月1日任命

(公益代表委員)

氏名	職名
葛西 聡	あすなろ法律事務所 弁護士
原 俊之	青森中央学院大学 経営法学部 教授
奈良 尚子	奈良社会保険労務士事務所 社会保険労務士

(労働者代表委員)

氏名	職名
高橋 博幸	日本労働組合総連合会青森県連合会 副会長
曲田 明香	日本労働組合総連合会青森県連合会 執行委員
山内 裕幸	日本労働組合総連合会青森県連合会 会長代行

(使用者代表委員)

氏名	職名
小山田 康雄	一般社団法人青森県経営者協会 専務理事
小澤 真希子	株式会社プロクレアホールディングス 監査等委員会室長
鳴海 満	青森三菱電機機器販売株式会社 取締役総務部長

掲載は五十音順

(任期 令和5年10月1日～令和7年9月30日)

青森県における家内労働

1 家内労働の概況

(1) 家内労働従事者数

令和5年10月1日現在の家内労働従事者（家内労働者及び補助者）数は777人となっている。家内労働従事者数は昭和63年の約13,500人と比較すると、94.2%の減少となっており、昨年の806人と比較すると、3.6%の減少となっている（第1表）。

青森県最低工賃を設定している業種別にみると、男子・婦人既製服製造業が301人（全体の38.7%）、和服裁縫業が28人（同3.6%）、電気機械器具製造業が169人（同21.8%）となっており、この3業種で全体の64.1%を占めている。

また、男女別にみると、男性が27人であるのに対し、女性が750人と全体の96.5%を占めている（第2表）。

次に、委託者を管轄する労働基準監督署別に家内労働従事者数をみると、弘前署が344人（全体の44.3%）で最も多く、次いで五所川原署161人（同20.7%）、十和田署131人（同16.8%）、八戸署73人（同9.4%）、青森署58人（同7.5%）、むつ署10人（同1.3%）となっている（第3表、第4表）。

(2) 委託者数

家内労働者に仕事を委託する委託者数は、令和5年10月1日現在において、65委託者となっている。委託者数はデータのピークにある昭和63年の約500委託者と比較すると、87.0%の減少を示している（第1表）。

青森県最低工賃を設定している業種別にみると、男子・婦人既製服製造業が26委託者（全体の40.0%）、和服裁縫業が8委託者（同12.3%）、電気機械器具製造業が17委託者（同26.2%）となっており、この3業種で全体の78.5%を占めている（第2表）。

2 最低工賃の決定

都道府県労働局長は家内労働者の労働条件の改善を図る必要があると認めるときは、地方労働審議会の審議、答申を受けて、最低工賃を決定することができる（家内労働法第8条）。

当局においては、男子・婦人既製服製造業、和服裁縫業及び電気機械器具製造業の3業種について最低工賃が設定されており、そのうち男子・婦人既製服製造業及び電気機械器具製造業については概ね3年サイクルで改正を行ってきている。なお、和服裁縫業については、平成15年の改正後、改正されていない。

3 家内労働対策の実施状況

(1) 家内労働手帳の交付の徹底と工賃支払の確保

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間のトラブルを防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものである。

このため、当局においては、「家内労働のしおり」の配布等を通じ、委託者及び家内労働者に対して、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払の確保等について周知を図っている。

(2) 委託状況届の提出の促進

委託状況届は、委託者が委託業務の内容、家内労働者数などを記入し、4月30日までに、所轄労働基準監督署を經由して労働局長へ提出する（家内労働法第26条）ものであるが、当局においては、あらかじめ委託者に届出様式を送付し、その提出の促進をしている。また、併せて、危険な機械、有害な物質の使用状況を把握している。

(3) 安全及び衛生の確保

家内労働者が使用する機械器具・原材料の中には、危険又は有害なものもあり、また多くの場合、作業が家内労働者の自宅で行われるため、いったん仕事による災害が発生すると、被害は家族にまでおよぶおそれがある。

このような災害を防ぐには、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要である。

当局管内においては、「動力により駆動される機械を使用する作業（動力マシン等を扱う作業等）」が危険有害業務に該当するが、災害防止意識の向上を図るため当該委託者に「家内労働のしおり」を配付する等により、危険を防止するため必要な措置を講じるよう呼びかけている。

(4) 「インチキ内職」の防止

「自宅で誰にでも簡単にできて高収入の仕事がある」等の新聞の折込み広告や電話での勧誘に誘われて申し込んでみたところ、さまざまな名目で高い費用を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違っていたという被害にあう例がある。

過去には「パソコンを使用して自宅で簡単にできる内職」という宣伝で高額な教材を購入させられたうえ、仕事をもらえないといった情報通信機器を使ったトラブルが発生している。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態から家内労働法の適用がある場合には、同法に定められた事項が守られているか監督指導を行い、違反があれば是正を促すことにしている。

家内労働従事者数及び委託者数の推移

年	事項別	家内労働従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
昭和	62年	10,700	10,400	300	400	210
	63年	13,500	13,200	300	500	250
平成	元年	13,300	13,100	200	500	270
	2年	13,100	12,800	300	500	200
	3年	12,800	12,500	300	400	300
	4年	12,100	11,800	300	400	200
	5年	10,100	9,900	200	400	100
	6年	8,649	8,476	173	368	106
	7年	7,920	7,763	157	339	93
	8年	7,461	7,295	166	322	129
	9年	7,296	7,191	105	302	1
	10年	6,455	6,389	66	283	19
	11年	4,986	4,948	38	237	1
	12年	4,972	4,901	71	247	9
	13年	4,354	4,299	55	225	0
	14年	3,576	3,525	51	197	0
	15年	3,098	3,069	29	162	0
	16年	2,764	2,735	29	147	0
	17年	2,466	2,445	21	141	0
	18年	2,317	2,294	23	128	0
	19年	2,135	2,125	10	139	0
	20年	2,052	2,019	33	121	0
	21年	1,229	1,228	1	94	0
	22年	1,543	1,540	3	101	0
	23年	1,363	1,360	3	92	0
	24年	1,375	1,366	9	93	0
	25年	1,234	1,234	0	84	0
	26年	1,222	1,222	0	84	0
	27年	1,044	1,044	0	73	0
	28年	981	979	2	72	0
	29年	1,068	1,066	2	77	0
	30年	1,045	1,038	7	72	0
令和	元年	1,038	1,032	6	70	0
	2年	947	943	4	68	0
	3年	892	881	11	68	0
	4年	806	797	9	68	0
	5年	777	773	4	65	0

(注) 1 昭和62年～平成5年は、100未満を四捨五入した数値である。

2 各年の数値は、当年の10月1日に集計したものである。

第2表

青森県最低工賃設定業種別委託者数及び家内労働従事者数

区 分	委託者数	家内労働従事者数			摘要
		計	男	女	
男子・婦人既製服製造業	26	301	0	301	
和 服 裁 縫 業	8	28	0	28	
電気機械器具製造業	17	169	8	161	
上 記 以 外 の 産 業	14	279	19	260	パソコン入力、津軽塗箸研磨ほか
合 計	65	777	27	750	

第3表

青森県最低工賃設定業種別・署別委託者数及び家内労働従事者数

区 分	合計		青森署		弘前署		八戸署		五所川原署		十和田署		むつ署	
	委託者数	家内労働従事者数	委託者数	家内労働従事者数	委託者数	家内労働従事者数	委託者数	家内労働従事者数	委託者数	家内労働従事者数	委託者数	家内労働従事者数	委託者数	家内労働従事者数
男子・婦人既製服製造業	26	301	2	12	10	148	2	10	8	85	4	46	0	0
和 服 裁 縫 業	8	28	1	4	0	0	2	15	2	3	2	3	1	3
電気機械器具製造業	17	169	1	17	7	96	1	10	1	1	5	39	2	6
上 記 以 外 の 産 業	14	279	2	25	4	100	4	38	2	72	1	43	1	1
合 計	65	777	6	58	21	344	9	73	13	161	12	131	4	10

第4表

署別・青森県最低工賃設定業種別家内労働従事者の推移

1 各署別

	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
青森署	135	112	83	84	107	113	97	57	60	56	58
弘前署	593	530	476	361	481	468	469	421	415	341	344
八戸署	144	154	177	169	160	152	145	68	89	81	73
五所川原署	178	177	107	137	141	118	199	200	186	181	161
十和田署	160	220	183	205	171	185	118	192	134	138	131
むつ署	24	29	18	25	8	9	10	9	8	9	10
合計	1,234	1,222	1,044	981	1,068	1,045	1,038	947	892	806	777

2 青森県最低工賃設定業種別

	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
男子・婦人既製服製造業	479	527	452	388	482	469	424	350	354	297	301
和服裁縫業	104	88	44	44	75	36	37	59	30	31	28
電気機械器具製造業	395	379	314	305	283	301	290	218	187	189	169
上記以外の産業	256	228	234	244	228	239	287	320	321	289	279
合計	1,234	1,222	1,044	981	1,068	1,045	1,038	947	892	806	777

第5表

署別・青森県最低工賃設定業種別委託者の推移

1 各署別

	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
青森署	9	7	6	9	9	8	7	5	5	5	6
弘前署	23	24	23	19	24	23	22	22	22	21	21
八戸署	16	16	13	13	13	13	10	9	11	10	9
五所川原署	18	17	15	14	16	13	15	15	14	15	13
十和田署	13	14	12	12	12	12	12	14	13	14	12
むつ署	5	6	4	5	3	3	4	3	3	3	4
合計	84	84	73	72	77	72	70	68	68	68	65

2 青森県最低工賃設定業種別

	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
男子・婦人既製服製造業	28	29	29	24	29	28	26	26	27	28	26
和服裁縫業	16	17	9	10	13	7	9	9	8	9	8
電気機械器具製造業	22	21	19	19	17	20	20	18	17	17	17
上記以外の産業	18	17	16	19	18	17	15	15	16	14	14
合計	84	84	73	72	77	72	70	68	68	68	65

雇均発 0318 第 2 号
令和 4 年 3 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成 31 年 3 月 28 日付け雇均発 0328 第 2 号「第 13 次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和 3 年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図らきたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として 3 年をめどに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

局名	最低工賃件数 (2022.4.1見込み件数)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件名	件数	件名	件数	件名	件数
01 北海道	2	和服裁縫(改正)	1	男子既製服(廃止)	1		
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子・婦人既製服(改正)	1
03 岩手	2			電気機械器具(改正)	1	婦人・男子既製洋服(改正)	1
04 宮城	2			男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
05 秋田	2	通信機器用部分品(改正)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1		
06 山形	1			男子・婦人既製服(改正)	1		
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横編ニット(改正)	1
08 茨城	3	男子既製洋服(廃止)	1	婦人・子供既製服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
09 栃木	2			電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1
10 群馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
11 埼玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)、縫製(改正)	3	紙加工品(改正)	1	電機機械器具(改正)	1
12 千葉	1					婦人既製洋服(廃止)	1
13 東京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	紙加工品(廃止)	1
15 新潟	4	洋食器・器物(廃止)	1	作業工具(廃止)	1	男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)	2
16 富山	2	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1		
17 石川	0						
18 福井	2	眼鏡(改正)	1			衣服(改正)	1
19 山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	貴金属製品(改正)	1
20 長野	2			電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
21 岐阜	3			婦人服(改正)、男子既製洋服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1
22 静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1				
23 愛知	1					車両電気配線装置(改正)	1
24 三重	1					車両電気配線装置(改正)	1
25 滋賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京都	2			丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1
27 大阪	1					男子既製洋服(改正)	1
28 兵庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	2	釣針(改正)	1	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2
29 奈良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥取	2			和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1
32 島根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
33 岡山	1					車両電気配線装置(改正)	1
34 広島	4	既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)	2
35 山口	2	男子既製洋服・校服・作業服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・校服・作業服(改正)	1
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1				
37 香川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛媛	1			タオル(改正)	1		
39 高知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福岡	2			婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1
41 佐賀	1					婦人既製服(改正)	1
42 長崎	3			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2
43 熊本	3	和服裁縫(改正)	1	縫製(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
44 大分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮崎	3	婦人既製洋服(廃止)、男子既製洋服(改正)	2			内燃機関電装品(改正)	1
46 鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1
47 沖縄	1	縫製(改正)	1				
合計	97		27		33		38

(注)各年度の最低工賃の件数は令和4年3月18日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

青森県の最低工賃

青森労働局労働基準部賃金室
令和5年10月現在

業種	委託者数	家内労働者数	効力発生年月日	最低工賃業務内容
男子・婦人 既製服製造業	26 件	301 人	令和 4. 4. 1	男子既製服製造業に係る背広上衣・ズボンのまとめ又は、婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務
和服裁縫業	8	28	平成 15. 5. 1	和服のうち、振袖・留袖・長着・羽織・浴衣等12品目の仕立ての業務
電気機械 器具製造業	17	169	令和 5. 5. 1	シールド線の端末加工、コネクタの差し及びアルミ電解コンデンサーの外観検査の3品目の業務

注1) 家内労働者数及び委託者数は委託状況届から集計。

注2) 家内労働者数には補助者数を含む。

青森県和服裁縫業最低工賃

効力発生の日 平成15年5月1日

反物から裁断し、手縫いで仕上げる和服裁縫業に従事する家内労働者に適用し、次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚（名古屋帯及び袋帯については1本）につき右欄に掲げる金額。

品 目	規 格		金 額
	生 地	仕 立 て 方	
振 り そ で	絹	あ わ せ	22,900円
留 め そ で		比 翼 あ わ せ	26,700円
訪 問 着		あ わ せ	19,300円
付 け 下 げ			15,500円
長 着	ウール	ひ と え	7,300円
羽 織	絹	あ わ せ	13,300円
喪 服			10,700円
7 分 コ ー ト			14,200円
名 古 屋 帯			13,900円
袋 帯		し ん 入 り	4,500円
長 じ ゅ ぼ ん		8 寸 か が り	3,100円
ゆ か た		し ん 入 り	4,200円
(ねぶたゆかたを除く。)	綿	あ わ せ	7,900円
		ひ と え	5,600円

都道府県別和服裁縫業関係最低工賃における品目内容一覧表

令和4年12月末日現在

最低工賃の件名	発効年度	品目内容													
		中振りそで	振りそで	留めそで	訪問着	付け下げ	長着	羽織	裏服	コート	名古屋帯	袋帯	長じゅばん	ゆかた	その他
北海道和服裁縫業	H13	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森県和服裁縫業	H15		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県和服裁縫業	H26		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
島根県和服裁縫業	H16		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県和服裁縫業	H14		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
山口県和服裁縫業	H17	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
長崎県和服裁縫業	H13		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県和服裁縫業	H13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

青森県和服裁縫業
最低工賃実態調査結果

令和5年12月

青森労働局労働基準部賃金室

目次

I	家内労働の状況	1
II	委託者調査結果	
1	調査対象数	5
2	事業所の家内労働者数	5
3	委託の経路	5
4	家内労働者への機械・副材料支給の有無	5
5	不良品の取り扱い	5
6	工賃決定方法	6
7	現行工賃の決定時期	6
8	工賃改定の予定	6
9	今後の家内労働委託量の見通し	6
10	工賃締切日	6
11	工賃支払方法	7
12	家内労働者一人当たり支払い工賃額	7
13	工賃額平均	7
14	委託者意見要望	7
III	家内労働者調査結果	
1	調査対象数	8
2	家内労働者性別・年代	8
3	家内労働者経験年数	8
4	委託の経路	9
5	委託条件の明示方法	9
6	工賃単価の変化	9
7	仕事量の変化	9
8	必要経費	10
9	作業日数	10
10	1日平均作業時間	10
11	工賃月収額	11
12	1時間当たり工賃額	11
13	工賃額平均	12
14	家内労働者意見要望	12
15	標準作業能率表	13
IV	比較グラフ	
1	委託者及び家内労働者の推移	14
2	平均工賃額の比較（委託者）	15
3	平均工賃額の比較（家内労働者）	16
4	品目別委託割合	17
V	令和5年度青森県和服縫製業最低工賃実態調査実施要綱	18

I 家内労働の状況

全国及び青森県の家内労働の状況、令和5年度青森県和服裁縫業最低工賃実態調査については、次のとおりである。

1 全国の概況（令和4年10月1日現在、家内労働概況調査）について

（1）委託者

委託者数は7,017で、その内訳は、製造又は販売業者が6,593、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が424となっている。

委託者を業種別にみると、「繊維工業」が2,404（34.3%）、「その他（雑貨等）」が1,366（19.5%）、「電気機械器具製造業」が783（11.2%）で多く、これら3業種で全体の65.0%を占めている。

（2）家内労働者

家内労働者数は95,108人で前年に比べ2.1%減少した。家内労働者数（家内労働法制定：昭和45年以降）は、昭和48年の1,844,400人をピークとして、その後減少が続いている。

家内労働者の性別は、男性11,141人、女性83,967人で、女性が全体の88.3%を占めている。

家内労働者を業種別にみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」が27,475人（28.9%）と最も多く、次いで衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が21,554人（22.7%）、コネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が12,564人（13.2%）、となっており、これら3業種で全体の64.8%を占めている。

2 青森県の概況（令和5年10月1日現在、家内労働概況調査他）について

（1）委託者

委託者数は65で、その内訳は、製造または販売業者が全数を占めている。

委託者を業種別にみると、「繊維工業」が37（56.9%）、「電子部品・デバイス製造業」が17（26.2%）で、これら2業種で全体の83.1%を占めている。

（2）家内労働者

家内労働者数は773人で前年797人に比べ24人、3.0%減少した。家内労働者数は、昭和63年の約13,200人をピークとして、その後減少が続いており、現在は、ピーク時の5.9%となっている。

家内労働者の性別は、男性26人、女性747人で、女性が全体の96.6%を占めている。

家内労働者を業種別にみると、「繊維工業」が377人（48.8%）、「電子部品・デバイス製造業」が169人（21.9%）となっており、これら2業種で全体の70.7%を占めている。

3 青森県最低工賃について

（1）青森県最低工賃が設定されている業種

青森県最低工賃が設定されている業種は、「男子・婦人既製服製造業」、「和服裁縫業」、「電気機械器具製造業」の3業種である。

最新の最低工賃効力発生は、「男子・婦人既製服製造業」が令和4年4月1日、「和服裁縫業」が平成15年5月1日、「電気機械器具製造業」が令和5年5月1日である。

(2) 青森県最低工賃設定3業種の概況（令和5年10月1日現在）

① 男子・婦人既製服製造業

委託者数は26で、前年に比べ2減少した。

家内労働者数は301人で前年に比べ9人、3.1%増加した。家内労働者数は平成4年の4,887人をピークとして、その後増減を繰り返しながら減少傾向にある。

② 和服裁縫業

委託者数は8で、前年に比べ1減少した。

家内労働者数は28人で前年に比べ3人、9.7%減少した。また、家内労働者数は昭和56年の1,507人をピークとして、その後増減を繰り返しているが、平成26年以降は100人を下回る状況が続いている。

③ 電気機械器具製造業

委託者数は17で、前年と同数である。

家内労働者数は169人で前年に比べ20人、10.6%減少した。家内労働者数は平成2年の4,941人をピークとして、その後増減を繰り返しながら減少傾向にある。

4 青森県和服裁縫業最低工賃の経緯について

(1) 工賃の決定・改正状況

青森県和服裁縫業最低工賃は、昭和48年3月17日に決定（新設）され、以降、平成15年までに計10回の改正が行われている。なお、平成17年度以降の工賃の改正は行われていない。

(2) 委託者数の推移

新設時は156で、昭和56年に182でピークとなり、昭和59年に100を、平成10年に50を、平成23年は20をそれぞれ割り16となった。以降、平成24年は17、平成25年は16、平成26年は17、平成27年は9、平成28年は10、平成29年は13、平成30年は7、令和元年は9、令和2年は9、令和3年は8、令和4年は9、令和5年は8となった。

(3) 家内労働者数の推移

新設時は1,241人で、昭和56年に1,507人でピークとなり、昭和59年に900人、平成11年に500人、平成15年に300人、平成23年に100人をそれぞれ割り90人となった。

平成24年及び平成25年は100人をわずかに上回り、平成26年は88人、平成27年及び平成28年は44人、平成29年は75人、平成30年は36人、令和元年は37人、令和2年は59人、令和3年は30人、令和4年は31人、令和5年は28人となった。

5 青森県和服裁縫業最低工賃実態調査について

本調査は、青森県和服裁縫業における家内労働の実態を調査し、当該業種に

おける最低工賃改正審議の基礎資料とすることを目的として、令和5年10月に実施した。

調査の対象は、過年度委託状況届により把握した1人以上の家内労働者に業務委託している民営の委託者の全数及び家内労働者数の全数とした。

この結果及び過去2回（平成29年及び令和2年）との比較は次のとおり。

(1) 委託者の状況

① 委託している家内労働者数

「10人未満」が87.5%と最も多い。

*平成29年は84.6%、令和2年は92.3%。

② 今後の家内労働委託量の見通し

「減少する」が100%。

*平成29年は92.3%、令和2年は100%。

③ 家内労働者1人当りの支払い工賃

「3万円未満」61.5%、3～9万円台が30.8%、「10万円以上」が7.7%となっている。

*平成29年は「3万円未満」が34.8%、「10万円以上」が19.7%。

令和2年は「3万円未満」が37.8%、「10万円以上」が8.9%。

④ 最低工賃が設定されている品目の工賃額

工賃支払額の平均は、全品目について最低工賃額を上回っている。

*平成29年及び令和2年は工賃支払額の平均は全品目について最低工賃額を上回っている。

⑤ 意見要望（1件）

羽織は何年か前からほとんど無い。いつどこで発表しているのか知らない。

(2) 家内労働者の状況

① 年代

「60歳代」が最も多く33.2%である。平均は66.7歳である。

*平成29年は「60歳代」が54.5%、「40歳代」及び「70歳代」が13.6%。

令和2年は「40歳代」、「50歳代」がともに29.2%。

平均は、平成29年が61.9歳、令和2年が60.2歳。

② 経験年数

「30年以上」が最も多く83.3%、次いで「15年以上30年未満」が16.7%である。

平均は44年8か月である。

*平成29年は「15年以上30年未満」が27.3%、「30年以上」が63.6%。

令和2年は「15年以上30年未満」が37.5%、「30年以上」が62.5%。

平均は、平成29年が35年4か月、令和2年が35年8か月。

③ 1年前との工賃単価の変化

「変わらない」が100.0%である。

*「変わらない」は、平成29年が72.7%、令和2年が79.2%。

「上がった」は、平成29年が9.1%、令和2年は8.3%。

「下がった」は、平成29年が4.5%、令和2年は4.2%。

④ 1年前との仕事量の変化

「減少した」が83.3%、「増えた」が0.0%、「変わらない」が16.7

%である。

*「変わらない」は、平成29年が31.8%、令和2年が16.7%。

「増えた」は、平成29年が4.5%、令和2年は0.0%。

「減少した」は、平成29年が50.0%、令和2年は75.0%。

⑤ 1か月の作業日数

「1～5日」、「6～10日」、「16～20日」がともに33.3%である。

平均は9.7日である。

*平成29年は「16～20日」が最も多く31.8%、次いで「6日～10日」が18.2%。

令和2年は「21～25日」が最も多く29.2%、次いで「6～10日」、「16～20日」が20.8%。

平均は、平成29年が14.7日、令和2年が16.9日。

⑥ 1日平均作業時間数

「3時間以上5時間未満」が最も多く50.0%、次いで「5時間以上7時間未満」が33.3%。

平均は5.5時間である。

*平成29年は、「7時間以上9時間未満」が最も多く27.3%、次いで「3時間以上5時間未満」及び「5時間以上7時間未満」が22.7%。

令和2年は、「3時間以上5時間未満」及び「7時間以上9時間未満」が最も多く25.0%、次いで「5時間以上7時間未満」が20.9%。

平均は、平成29年が5.8時間、令和2年が6.0時間。

⑦ 工賃月収額

「1万円台」が33.2%、次いで「2万円台」、「5万円台」、「10万円以上」がともに16.7%である。

平均は41,420円である。

*平成29年は「3万円台」及び「10万円以上」がともに22.7%で最も多い。

令和2年は「1万円台」及び「2万円台」がともに16.7%で最も多い。

平均は、平成29年が56,787円、令和2年が53,017円。

⑧ 1時間当りの工賃額

「500円台」が50.0%で最も多い。平均は811円である。

*平成29年は「600円台」が22.7%で最も多い。

令和2年は「700円台」が16.7%で最も多い。

平均は、平成29年は570円、令和2年は634円。

⑨ 意見要望（2件）

- ・青森県の最低工賃は40年以上前から同じように思う。必要経費が上がっているのに時給1000円になったらいいなと思います。
- ・着物を購入するお客様も減り、直しの方が多い。

Ⅱ 委託者調査結果

1 調査対象数

委託者数	回答あり	回答なし	家内労働者なし	廃止
22	8	12	1	1

2 事業所の家内労働者数

家内労働者数	回答数	構成比
1～9人	7	87.5%
10～19人	1	12.5%
20～29人	0	0%
合 計	8	100%

※以下、構成比の小数点第1位未満は四捨五入

3 委託の経路（複数回答）

回答項目	回答数	構成比
事業所が家内労働者宅へ持参する	3	27.3%
グループリーダーが家内労働者宅へ持参する	0	0%
家内労働者が事業所へ受取に来る	6	54.5%
その他	2	18.2%
合 計	11	100%

4 家内労働者への機械・副材料支給の有無

回答項目	回答数	構成比
支給あり	6	75.0%
支給なし	2	25.0%
合 計	8	100%

※ 支給材料の内訳 …糸4件、新モス生地2件、背伏1件、裾芯1件、帯芯1件、さらし1件
着物ハンガー1件

5 不良品の取り扱い（複数回答）

回答項目	回答数	構成比
特に問わない	1	9.1%
注意・指導する	2	18.2%
やり直し	8	72.7%
工賃の減額	0	0%
その他	0	0%
合 計	11	100%

6 工賃決定方法（複数回答）

回答項目	回答数	構成比
委託者が決める	5	55.6%
話し合いで決める	3	33.3%
その他	1	11.1%
合 計	9	100%

7 現行工賃の決定時期

回答項目	回答数	構成比
平成15年	1	12.5%
平成29年	1	12.5%
平成30年	1	12.5%
令和元年	2	25.0%
令和2年	1	12.5%
令和3年	0	0%
令和4年	0	0%
不明	2	25.0%
合 計	8	100%

8 工賃改定の予定

回答項目	回答数	構成比
予定している	2	25.0%
予定はない	6	75.0%
合 計	8	100%

9 今後の家内労働委託量の見通し

回答項目	回答数	構成比
増加する	0	0%
減少する	8	100.0%
変わらない	0	0%
合 計	8	100%

10 工賃締切日

回答項目	回答数	構成比
10日	0	0%
20日	0	0%
25日	0	0%
末日	4	50.0%
その都度	4	50.0%
合 計	8	100%

11 工賃支払方法（複数回答）

回答項目	回答数	構成比
現金	6	66.7%
口座振込	3	33.3%
その他	0	0%
合 計	9	100%

12 家内労働者一人当たり支払い工賃額

金 額	人 数	構成比
3万円未満	8	61.5%
3万円台	1	7.7%
4万円台	1	7.7%
5万円台	0	0%
6万円台	0	0%
7万円台	2	15.4%
8万円台	0	0%
9万円台	0	0%
10万円以上	1	7.7%
合 計	13	100%

13 工賃額平均

品 目	生地	仕立 て方	現行最低 工賃額	最低	最高	平均
振りそで	絹	あわせ	22,900	24,000	32,000	27,938
留めそで	絹	比翼あわせ	26,700	28,600	40,000	32,513
訪問着	絹	あわせ	19,300	19,250	27,000	22,781
付け下げ	絹	あわせ	15,500	16,500	25,000	19,656
長着	ウール	ひとえ	7,300	7,700	16,100	11,300
長着	絹	あわせ	13,300	14,500	19,000	16,400
羽織	絹	あわせ	10,700	9,900	25,000	14,800
喪服	絹	あわせ	14,200	15,500	21,000	17,513
7分コート	絹	あわせ	13,900	10,250	22,000	16,958
名古屋帯	絹	しん入り	4,500	3,850	9,000	5,993
名古屋帯	絹	8寸かがり	3,100	3,250	8,000	4,793
袋帯	絹	しん入り	4,200	3,500	9,000	5,433
長じゅばん	絹	あわせ	7,900	8,000	13,000	9,481
ゆかた (ねぶたゆかた除く)	綿	ひとえ	5,600	6,000	10,500	8,325

14 意見要望

羽織は何年も前からほとんど無い。いつどこで発表しているのか知らない。

Ⅲ 家内労働者調査結果

1 調査対象数

家内労働者数	調査数	提出数
28	42	6

* 令和5年4月末の和服裁縫業にかかる委託状況届は8件（家内労働者数28名）であったが、過去の同届より委託を行っている可能性がある事業場についても対象とした。

同届がない委託者については、1名の家内労働者がいるものとみなし、今回は42名の家内労働者を対象とした。

2 家内労働者性別・年代

区 分	男	女	構 成 比
20歳代	0	0	0%
30歳代	0	0	0%
40歳代	0	1	16.7%
50歳代	0	1	16.7%
60歳代	0	2	33.2%
70歳代	0	1	16.7%
80歳代	0	0	0%
90歳代	0	1	16.7%
合 計	0	6	100%
平均…66.7歳			

※以下、構成比の小数点第1位未満は四捨五入

3 家内労働者経験年数

区 分	人 数	構 成 比
1年未満	0	0%
1年以上～2年未満	0	0%
2年以上～3年未満	0	0%
3年以上～5年未満	0	0%
5年以上～10年未満	0	0%
10年以上～15年未満	0	0%
15年以上～30年未満	1	16.7%
30年以上	5	83.3%
合 計	6	100%
平均…44年8月		

4 委託の経路（複数回答）

区 分	人 数	構成比
委託者が直接持ってきてくれる	0	0%
グループリーダーが持ってきてくれる	0	0%
委託者の所に受取に行く	5	83.3%
その他	1	16.7%
合 計	6	100%

5 委託条件の明示方法（複数回答）

区 分	人 数	構成比
家内労働手帳	0	0%
その他手帳	0	0%
伝票	6	100.0%
口約束	0	0%
その他	0	0%
合 計	6	100%

6 工賃単価の変化（1年前 令和元年9月と比較）

区 分	人 数	構成比
変わらない	6	100.0%
単価が上がった	0	0%
単価が下がった	0	0%
1年前は従事していなかった	0	0%
合 計	6	100%

7 仕事量の変化（1年前 令和元年9月と比較）

区 分	人 数	構成比
変わらない	1	16.7%
仕事量が増えた	0	0%
仕事量が減った	5	83.3%
1年前は従事していなかった	0	0%
合 計	6	100%

8 必要経費

区 分	人 数	構成比
なし	0	0%
わからない	1	16.7%
1,000円未満	1	16.7%
1,000円以上～2,000円未満	2	33.3%
2,000円以上～3,000円未満	0	0%
3,000円以上～5,000円未満	0	0%
5,000円以上～10,000円未満	2	33.3%
10,000円以上	0	0%
合 計	6	100%

※必要経費の内訳 … 電気代、糸代、芯代、新モスほか

9 作業日数

区 分	人 数	構成比
1～5日	2	33.3%
6～10日	2	33.3%
11～15日	0	0%
16～20日	2	33.3%
21～25日	0	0%
26～31日	0	0%
合 計	6	100.0%
平均… 9.7日		

10 1日平均作業時間

区 分	人 数	構成比
3時間未満	0	0%
3時間以上～5時間未満	3	50.0%
5時間以上～7時間未満	2	33.3%
7時間以上～9時間未満	0	0%
9時間以上	1	16.7%
合 計	6	100%
平均… 5.5時間		

11 工賃月収額

区 分	人 数	構 成 比
1万円未満	0	0%
1万円台	2	33.2%
2万円台	1	16.7%
3万円台	0	0.0%
4万円台	0	0.0%
5万円台	1	16.7%
6万円台	0	0.0%
7万円台	0	0.0%
8万円台	0	0%
9万円台	0	0%
10万円以上	1	16.7%
無回答	1	16.7%
合 計	6	100%
平均… 41,420円		

12 1時間当たり工賃額

区 分	人 数	構 成 比
100円未満	0	0%
100円～199円	0	0%
200円～299円	0	0%
300円～399円	0	0%
400円～499円	0	0%
500円～599円	3	50.0%
600円～699円	0	0%
700円～799円	0	0%
800円～899円	0	0%
900円～999円	0	0%
1000円以上	2	33.3%
無回答（計算不能）	1	16.7%
合 計	6	100%
平均… 811円		

13 工賃額平均

品 目	生地	仕立 て方	現行最低 工賃額	最低	最高	平均
振りそで	絹	あわせ	22,900	23,000	27,500	24,700
留めそで	絹	比翼あわせ	26,700	28,600	30,000	29,320
訪問着	絹	あわせ	19,300	18,000	20,500	19,650
付け下げ	絹	あわせ	15,500	16,000	19,250	17,050
長着	ウール	ひとえ	7,300	7,700	7,700	7,700
長着	絹	あわせ	13,300	14,000	14,500	14,333
羽織	絹	あわせ	10,700	10,000	11,500	10,600
喪服	絹	あわせ	14,200	14,000	16,500	15,500
7分コート	絹	あわせ	13,900	10,250	17,500	13,250
名古屋帯	絹	しん入り	4,500	3,850	5,600	4,813
名古屋帯	絹	8寸かがり	3,100	3,250	3,500	3,325
袋帯	絹	しん入り	4,200	3,000	5,600	4,350
長じゅばん	絹	あわせ	7,900	8,250	9,000	8,550
ゆかた (ねぶたゆかた除く)	綿	ひとえ	5,600	6,000	8,000	6,720

14 意見要望

- ① 青森県の最低工賃は40年以上前から同じように思います。電気代・糸代・裾芯・三つ衿芯など必要経費はどんどん上がっているの、せめて時給1000円になったらいいなと思います。
- ② お勤めと違って家事とか自分の体調に合わせて作業しているものですから、私の場合毎日□決まった時間に作業してる訳でもなく1日の何時間で何日で仕上げるという質問は難しかったです。しかも最近は着物を買うお客様も減って、直しのお仕事の方が多いです。

15 標準作業能率表

家内労働者調査

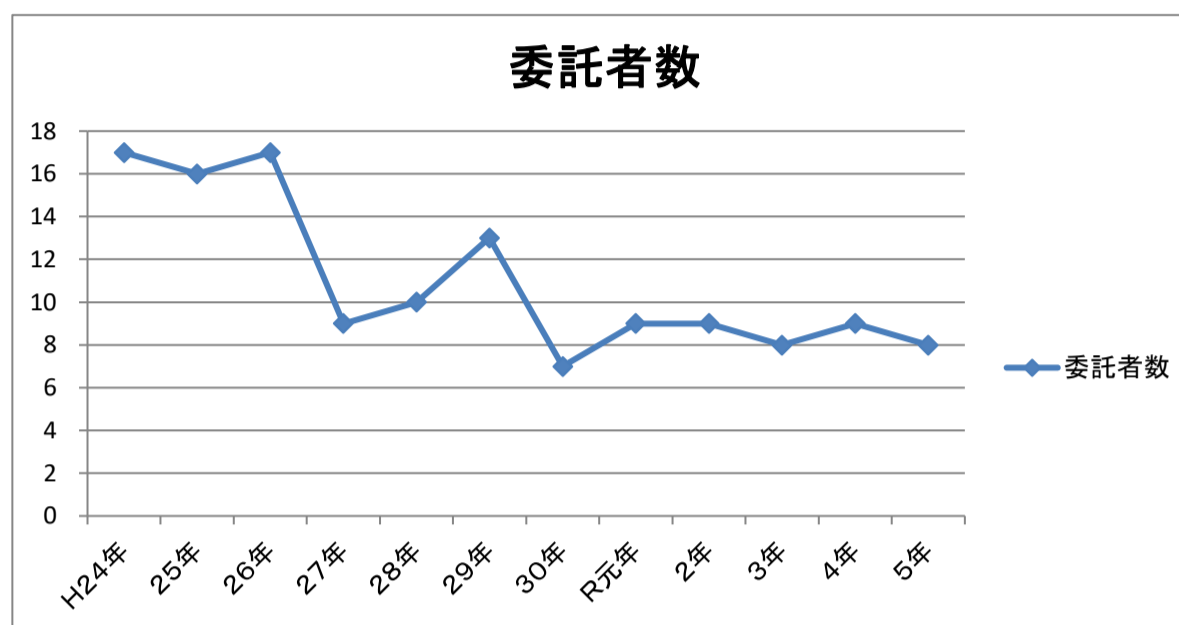
品目	生地	仕立て方	金額	標準作業 能率／8H	8時間 換算額	工賃単価			1日の作業時間			平均作業日数			延べ時間	時間額	8H換算	作業能率
						最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均				
1 振りそで	絹	あわせ	22,900	0.32	7,328	23,000	27,500	24,700	4.5	8	5.9	2.5	7	4.5	26.6	930.32	7,442.56	0.30
2 留めそで	絹	比翼あわせ	26,700	0.27	7,209	28,600	30,000	29,320	4.5	8	6.1	3	7	5.0	30.5	961.31	7,690.49	0.26
3 訪問着	絹	あわせ	19,300	0.38	7,334	18,000	20,500	19,650	4.5	8	5.9	2	7	4.0	23.6	832.63	6,661.02	0.34
4 付け下げ	絹	あわせ	15,500	0.45	6,975	16,000	19,250	17,050	4.5	8	5.9	2	7	3.9	23.0	740.98	5,927.86	0.35
5 長着	ウール	ひとえ	7,300	0.67	4,891	7,700	7,700	7,700	5	6	5.5	2.5	2.5	2.5	13.8	560.00	4,480.00	0.58
6 長着	絹	あわせ	13,300	0.50	6,650	14,000	14,500	14,333	5	6	5.5	3	3	3.0	16.5	868.67	6,949.33	0.48
7 羽織	絹	あわせ	10,700	0.62	6,634	10,000	11,500	10,600	4.5	8	5.9	2	3	2.4	14.2	748.59	5,988.70	0.56
8 喪服	絹	あわせ	14,200	0.47	6,674	14,000	16,500	15,500	4.5	8	5.9	2	7	3.8	22.4	691.35	5,530.78	0.36
9 7分コート	絹	あわせ	13,900	0.50	6,950	10,250	17,500	13,250	5	8	6.3	2	5	3.3	20.8	637.33	5,098.61	0.38
10 名古屋帯	絹	しん入り	4,500	1.64	7,380	3,850	5,600	4,813	3	6	4.5	1	3	1.6	7.2	668.47	5,347.78	1.11
11 名古屋帯	絹	8寸かがり	3,100	1.72	5,332	3,250	3,500	3,325	3	6	4.5	1	2	1.6	7.2	461.81	3,694.44	1.11
12 袋帯	絹	しん入り	4,200	1.50	6,300	3,000	5,600	4,350	3	6	4.5	1	3	1.9	8.6	508.77	4,070.18	0.94
13 長じゆばん	絹	あわせ	7,900	0.80	6,320	8,250	9,000	8,550	4.5	8	5.9	1.5	3	2.1	12.4	690.07	5,520.58	0.65
14 ゆかた (ねふたゆかた除く)	綿	ひとえ	5,600	1.00	5,600	6,000	8,000	6,720	4.5	8	5.9	1.5	3	2.1	12.4	542.37	4,338.98	0.65

IV 比較グラフ

委託者及び家内労働者の推移

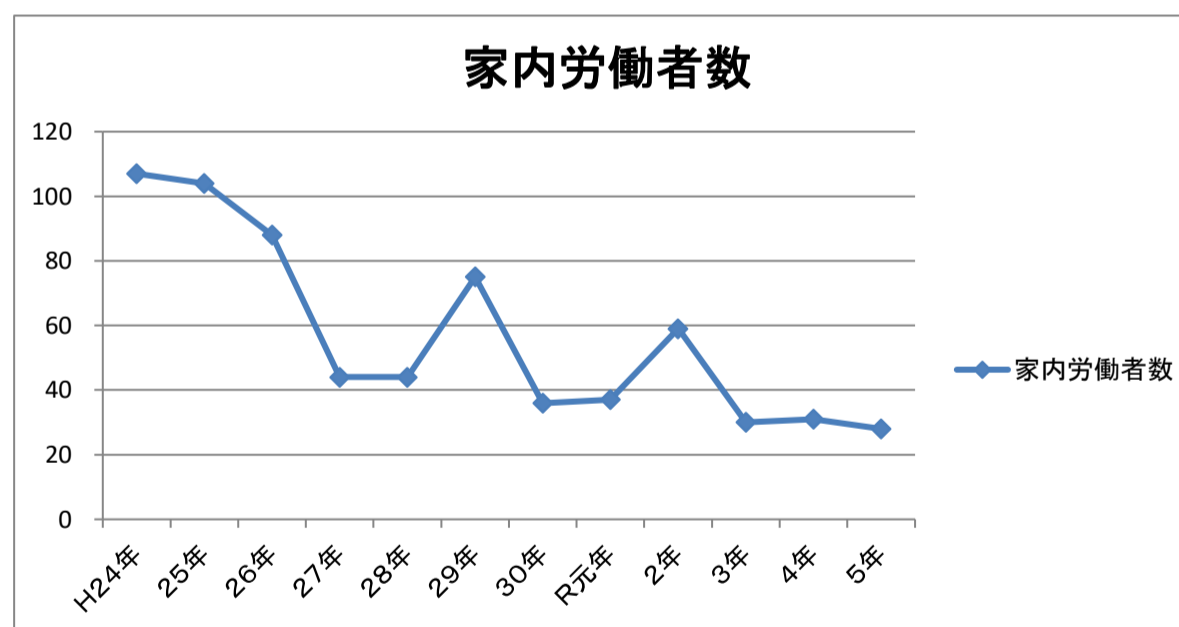
青森県和服裁縫業

	H24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年
委託者数	17	16	17	9	10	13	7	9	9	8	9	8

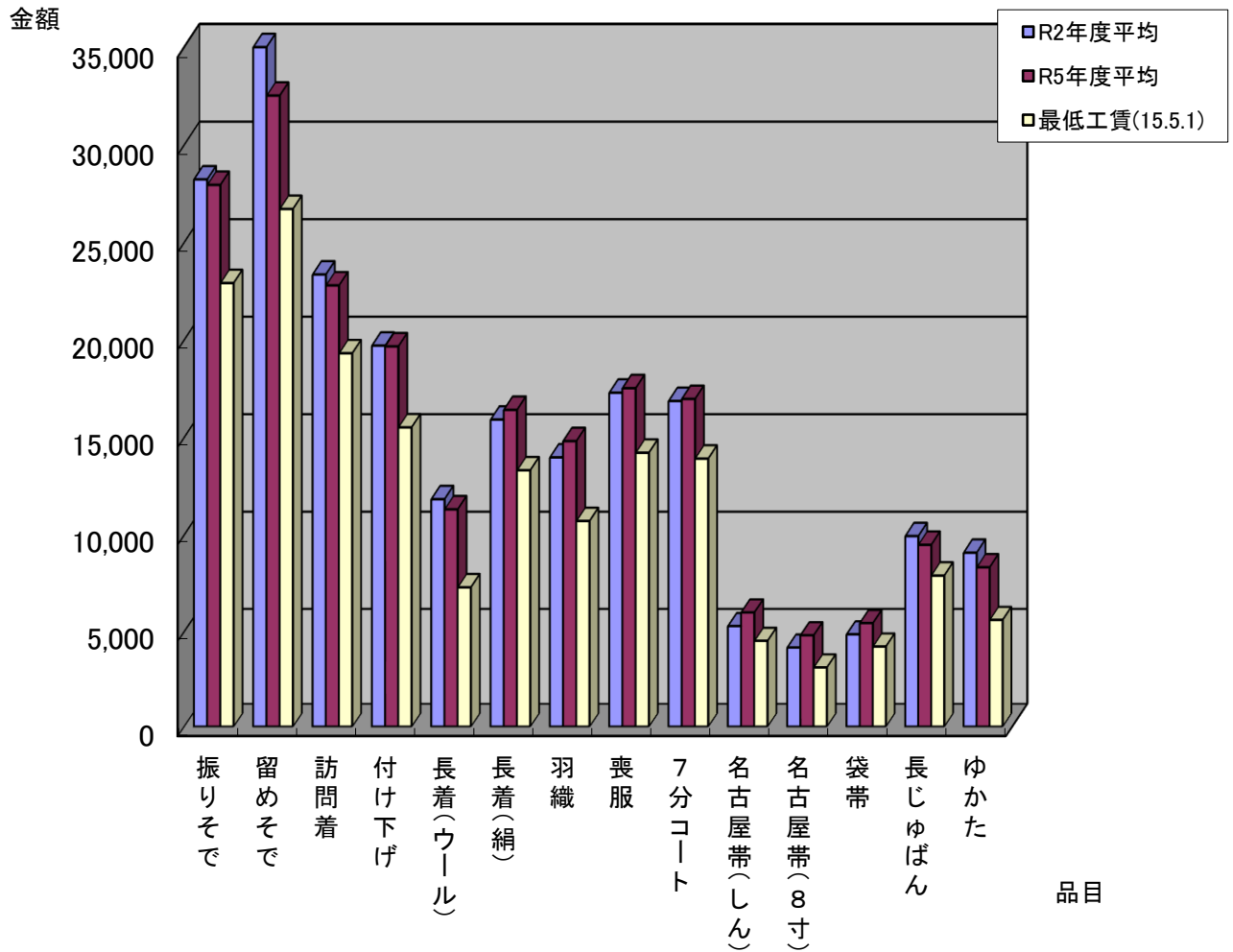


青森県和服裁縫業

	H24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年
家内労働者数	107	104	88	44	44	75	36	37	59	30	31	28

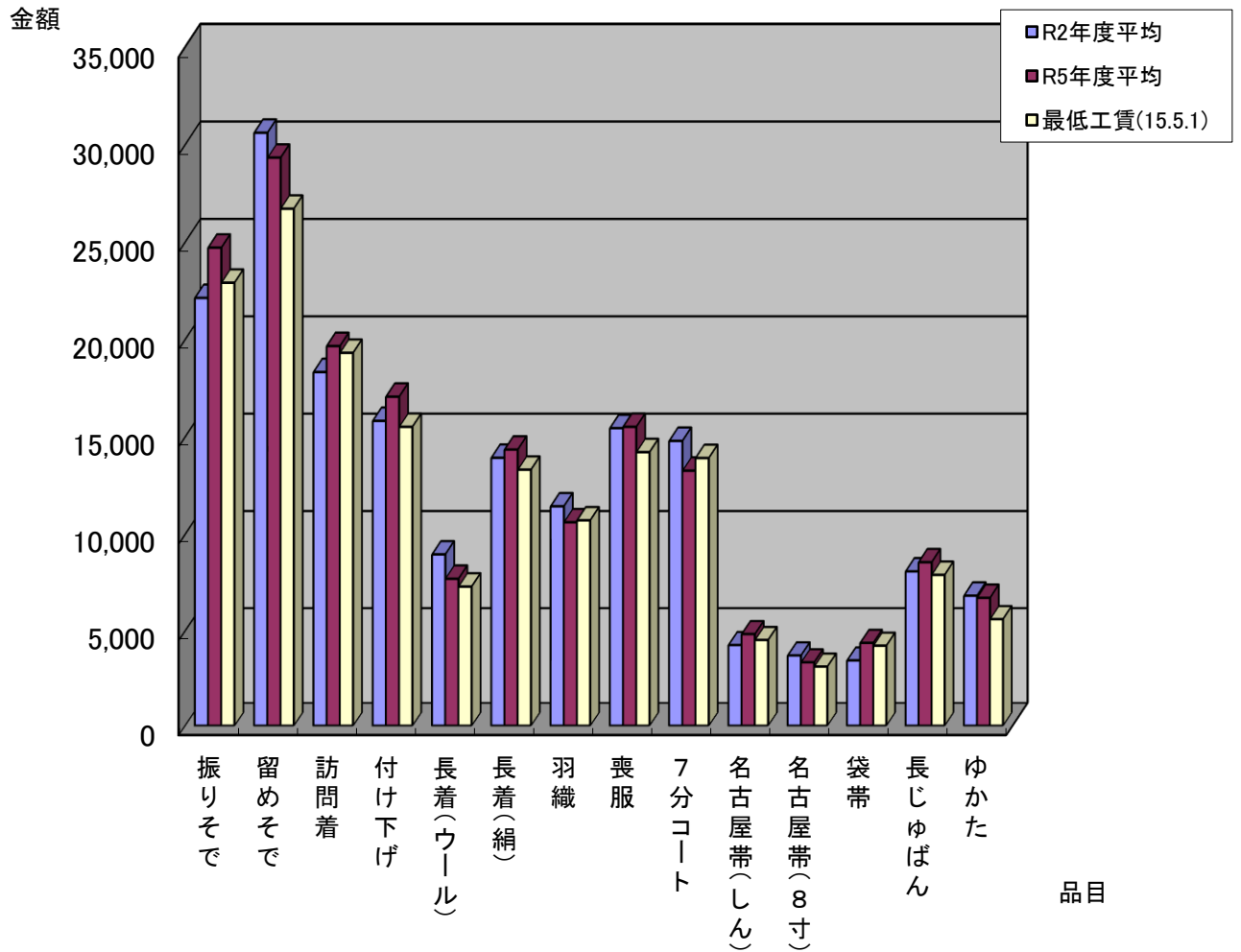


平均工賃額の比較(委託者調査結果)



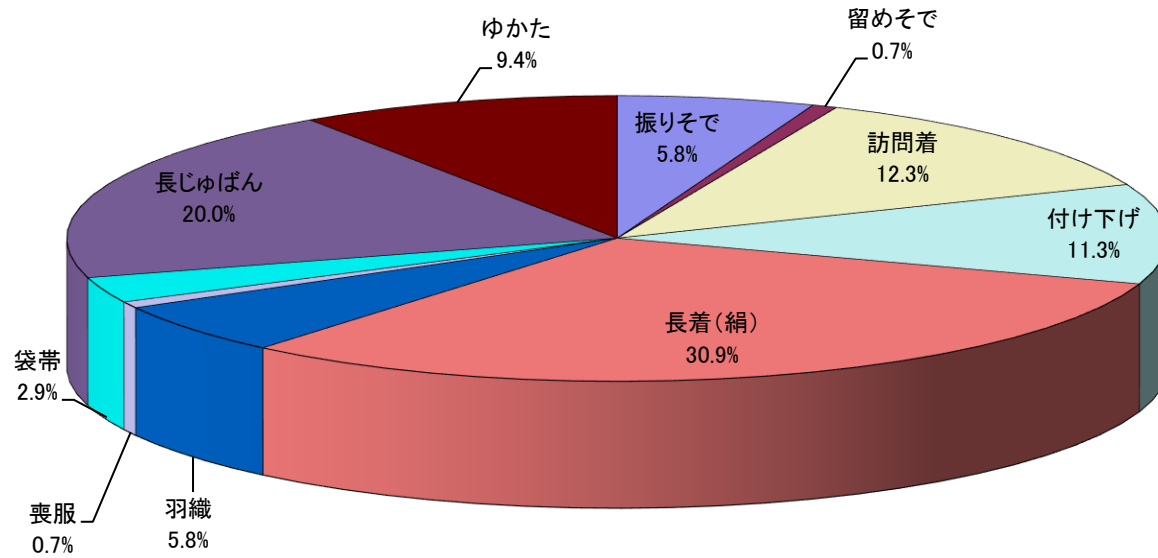
品目	R2年度平均	R5年度平均	最低工賃(15.5.1)	R2年との比較
振りそで	28,217	27,938	22,900	-279
留めそで	35,000	32,513	26,700	-2,487
訪問着	23,342	22,781	19,300	-561
付け下げ	19,695	19,656	15,500	-39
長着(ウール)	11,821	11,300	7,300	-521
長着(絹)	15,900	16,400	13,300	500
羽織	13,963	14,800	10,700	837
喪服	17,279	17,513	14,200	234
7分コート	16,854	16,958	13,900	104
名古屋帯(しん)	5,276	5,993	4,500	717
名古屋帯(8寸)	4,148	4,793	3,100	645
袋帯	4,842	5,433	4,200	591
長じゅばん	9,925	9,481	7,900	-444
ゆかた	9,075	8,325	5,600	-750

平均工賃額の比較(家内労働者調査結果)



品目	R2年度平均	R5年度平均	最低工賃(15.5.1)	R2年との比較
振りそで	22,121	24,700	22,900	2,579
留めそで	30,600	29,320	26,700	-1,280
訪問着	18,314	19,650	19,300	1,336
付け下げ	15,809	17,050	15,500	1,241
長着(ウール)	8,950	7,700	7,300	-1,250
長着(絹)	13,911	14,333	13,300	422
羽織	11,420	10,600	10,700	-820
喪服	15,432	15,500	14,200	68
七分コート	14,780	13,250	13,900	-1,530
名古屋帯(しん)	4,234	4,813	4,500	579
名古屋帯(8寸)	3,690	3,325	3,100	-365
袋帯	3,425	4,350	4,200	925
長じゅばん	8,081	8,550	7,900	469
ゆかた	6,833	6,720	5,600	-113

品目別委託割合



- 振りそで
- 留めそで
- 訪問着
- 付け下げ
- 長着(ウール)
- 長着(絹)
- 羽織
- 喪服
- 7分コート
- 名古屋帯(しん入り)
- 名古屋帯(8寸)
- 袋帯
- 長じゆばん
- ゆかた

令和5年度青森県和服裁縫業最低工賃実態調査実施要綱

青森労働局

1 調査の目的

この調査は、青森県における和服裁縫業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

青森県全域とする。

(2) 産業

和服裁縫業とする。

(3) 委託者

委託状況届により把握した(2)に掲げる産業に属する民営の委託者であって、1人以上の家内労働者に業務委託している委託者の全数調査とする。

(4) 家内労働者

(3)の委託者から業務の委託を受けている家内労働者の全数とする。

3 調査事項

(1) 委託者に関する事項

- ① 労働者数、パート労働者及び家内労働者数
- ② 主な事業の内容（主要製品名）、委託業務内容
- ③ 委託方法及び支給品、不良品の扱い
- ④ 工賃の決定・支払方法
- ⑤ 工賃の支払額
- ⑥ 品目、規格ごとの工賃額と所要日数

(2) 家内労働者に関する事項

- ① 性別、年齢、経験年数
- ② 受託の経路
- ③ 委託条件
- ④ 工賃額及び仕事量の変化
- ⑤ 必要経費
- ⑥ 品目、規格ごとの工賃額と所要日数

4 調査対象期間

令和5年9月1日から令和5年9月30日まで（工賃締切日がある場合は9月中の締切日以前1か月間）

5 調査実施期間

令和5年10月23日（月）から令和5年11月15日（水）

6 調査の方法

(1) 委託者の調査

委託者に関する事項について調査票（委託者用その1、その2）を郵送し、返信用封筒により調査票を回収する通信調査とする。

(2) 家内労働者の調査

委託者に調査票（家内労働者用その1、その2）の配付を依頼し、各家内労働者から返信用封筒により調査票を直接回収する通信調査とする。

7 集計方法

調査事項について青森労働局において集計し、必要な資料を作成する。

			青森県	北海道	鳥取県	島根県	広島県	山口県	長崎県	熊本県	
改正諮問の状況			R2年度廃止見送り 29年度廃止見送り 26年度改正見送り 23年度改正見送り 19年度改正見送り 17年度改正見送り	R4年度部会開催見送り R2年度改正見送り 29年度改正見送り 27年度改正見送り 24年度改正見送り 21年度改正見送り 18年度改正見送り 15年度改正見送り	R2年度改正見送り 28年度改正見送り 25年度改正見送り 23年度改正見送り 19年度改正見送り 18年度改正見送り	R4年度改正見送り 30年度改正見送り 27年度改正見送り 24年度改正見送り 21年度改正見送り 18年度改正見送り	R3年度改正見送り 30年度改正見送り 27年度改正見送り 24年度改正見送り 19年度改正見送り 17年度改正見送り	R3年度改正見送り 30年度改正見送り 28年度改正見送り 26年度改正見送り 24年度改正見送り 22年度改正見送り 20年度改正見送り 18年度改正見送り	R2年度改正見送り 29年度廃止見送り 26年度廃止見送り 23年度改正見送り 20年度改正見送り 17年度改正見送り	R4年度改正見送り R2年度改正見送り 28年度改正見送り 25年度改正見送り 22年度改正見送り 19年度改正見送り 18年度改正見送り 16年度改正見送り	
4～6年度諮問計画			5	4	5	4	6	5	5	4	
委託者数			8	13	16	29	12	13	10	13	
家内労働者数			28	44	35	14	66	27	29	55	
集計年等			令和5年10月1日	令和4年7月	令和2年8月	令和4年4月	令和3年4月	令和3年10月	令和2年10月	令和4年11月	
「現在有効な」最低工賃表			効力発生の日	平成15年5月1日	平成14年3月22日	平成26年5月21日	平成16年7月4日	平成14年5月9日	平成17年5月10日	平成14年1月1日	平成13年4月21日
品目	規格		金額	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)	
	生地	仕立て方									
振りそで	絹	あわせ	22,900	23,000	24,500	23,000	23,300		25,000	23,800	
中振りそで	絹	あわせ						24,400			
留めそで	絹	比翼あわせ	26,700	25,000	27,700	26,100	26,400	26,600	27,400	26,400	
訪問着	絹		19,300		20,000	20,300	21,100		18,000	18,000	
付け下げ	絹	あわせ	15,500		17,100	17,000	16,000	17,600		16,000	
訪問着(付下げ含む。)	絹			16,500							
長着	ウール	ひとえ	7,300	6,500	7,200	7,400			7,500	7,600	
	絹	ひとえ		12,800							
四つ身きもの	絹	あわせ	13,300	13,500	15,200	14,800	13,500	15,100	14,200	13,400	
	ウール	ひとえ				10,300					
羽織	絹		10,700	10,500	11,000	10,500	10,300	11,400	11,000	11,900	
	ウール	ひとえ		6,000							
喪服	絹	あわせ	14,200	13,700		15,000	16,000	16,000	15,000	14,600	
	絹	ひとえ		12,800			13,500			12,100	
道中着	絹	あわせ								10,500	
コート	絹	あわせ				13,800		14,600			
7分コート	絹	あわせ	13,900		14,000						
コート	雨コート	絹	ひとえ		13,500	14,000		14,500		16,700	10,400
	道行	絹	あわせ		13,500			15,500		16,000	14,500
	輪奈	絹	あわせ		15,500						
名古屋帯	絹	しん入り	4,500			4,300	4,300				
	絹	8寸かがり	3,100								
	絹	8寸まつり		3,000	4,000			3,800	4,300	3,400	
	絹	8寸まつり(総かがり)		3,400							
	絹	かがり				3,800					
袋帯	絹	9寸芯入れ		4,000	4,900			5,000	4,800	4,700	
	絹	しん入り	4,200	4,000	4,600	4,600	4,200	4,900	4,800	4,200	
長じゅばん	絹	あわせ	7,900	7,500		8,400	8,000	9,000			
	合成繊維	ひとえ		5,700		6,200					
	絹	無双ひとえ			8,700				8,500	8,600	
合成繊維				7,000				6,600	6,800		
ゆかた(ねぶたゆかたを除く。)	綿	ひとえ	5,600	5,300	6,300	5,900		6,200	5,800	5,800	
男もの	アンサンブル	大島又はつむぎ	あわせ						26,400		
		ウール	ひとえ						16,000		

反物から裁断し、手縫いで仕上げる和服裁縫業に従事する家内労働者に適用し、次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(名古屋帯及び袋帯については1本)につき右欄に掲げる金額。

和服裁縫業最低工賃を設定している8道県の状況（令和5年12月）

局	発効年度	14次計画の予定	状況等	委託者、家内労働者数
北海道	H13	4年度：改正予定	【4年度：部会開催見送り】令和4年度に改正諮問の必要性について検討年となっていたところ、業界の動向や新型コロナの影響が継続していることなどを理由に、家内労働者代表委員及び委託者代表委員のいずれの委員からも最低工賃の改正を検討する時期ではないとの意見で一致していたため、令和4年度の家内労働部会は開催しないこととなり、次年度以降に改正諮問を検討することとなった（諮問予定時期未定）。	委託者数：13 家内労働者数：44 【令和4年度】
青森	H15	5年度：改正予定	【5年度：実態調査中】令和2年度：廃止諮問見送り	委託者数：8 家内労働者数：28 【令和5年度】
鳥取	H26	5年度：改正予定	【5年度：実態調査中】令和2年度：改正諮問見送り	委託者数：16 家内労働者数：35 【令和2年度】
島根	H16	4年度：改正予定	【4年度：改正諮問見送り】直近の改正は平成16年度であり、その後、平成19年度、平成22年度、平成25年度、平成28年度、令和元年度、令和4年度と諮問は見送り現在に至る。 直近の令和4年度の諮問見送り理由としては、当該業種に係る委託者数及び家内労働者数は年々減少しており、令和4年度の委託者が26社で家内労働者数は67人と100人を切っていること。また、販売量は、日本人の着物離れ・着用する機会の減少、コロナによるお茶会・結婚式・七五三等の中止、レンタルや母親・親族からの借用に占める比重の増加等による減少傾向も続いている状況で、今後も和服の需要が急激に増加する見込みはなく、家内労働者の増加見込みもないことから、最低工賃を設定する実効性をほぼ失っている状態に変わりはないとして、改正諮問が見送られている。	委託者数：14 家内労働者数：29 【令和4年度】
広島	H14	6年度：改正予定	【3年度：改正諮問見送り】令和3年度に実態調査を実施した結果では、委託者、受注量ともに減少し、平均工賃が上昇している状況にないが、最低工賃自体がその実効性を失っている状態とは言えないため廃止する状況でもなかった。そのため、令和4年3月17日開催の広島地方労働審議会にて改正諮問見送りについて説明し、了解を得た。	委託者数：12 家内労働者数：66 【令和3年度】
山口	H17	5年度：改正予定	【5年度：実態調査中】令和2年度の状況：本県は和服裁縫業最低工賃を設定している8道県の中で比較的高い水準にあり、他道県が最低工賃の改正に慎重である中で、本県が最低工賃を上げた場合における委託者、家内労働者に与える影響を勘案して改定を見送ることとした。	委託者数：13 家内労働者数：27 【令和3年度】
長崎	H13	5年度：廃止予定	【5年度：実態調査中】令和2年度の状況：家内労働部会は開催せず各委員へ令和2年度に実施した実態調査結果の説明を行ったところ、「最低工賃が支払い工賃の下支えとしての役割を果たしている部分もある」等の家内労働部会委員意見もあり、「廃止の諮問見送り」について部会委員全員の了承を得たことから、当該結果を地方労働審議会にて説明を行い、特段の意義なく了承を得た。	委託者数：10 家内労働者数：29 【令和2年度】
熊本	H13	4年度：改正予定	【4年度：改正諮問見送り】①家内労働者数は既に100人を下回り、過去最少となっていること（54人）、②委託者の75.0%が2年以上にわたり工賃単価の改定を行っていないこと、③委託量が減少していること、④新型コロナの影響による消費縮小等の状況下での工賃改正は適切な時期ではないと判断されること 以上から諮問を見送りとした	委託者数：13 家内労働者数：54 【令和4年度】

※第14次最低工賃新設・改正計画（令和4年4月～7年3月）

青森県和服裁縫業最低工賃改正の必要性について

令和6年1月

青森労働局労働基準部賃金室

1 第14次最低工賃計画

第14次最低工賃新設・改正計画（令和4年4月から7年3月）に基づき、県内3業種ある最低工賃について、令和5年度は和服裁縫業の改正を予定している。

2 青森県和服裁縫業最低工賃に係る概況

(1) 青森県和服裁縫業最低工賃改正の経過

和服裁縫業最低工賃の最終改正（効力発生）は、平成15年5月1日。

その後、平成17年度（第8次計画）、平成19年度（第9次計画）、平成20年度（第10次計画）、平成23年度（第11次計画）及び平成26年度（第12次計画）において改正諮問を見送り。平成29年度（第13次計画）及び令和2年度（第13次計画）では廃止計画としていたが、いずれも廃止諮問は見送りとなっている。

和服裁縫業については、廃止の目安として本省が示している家内労働者数100人を下回ったことから、第12次、13次の2回とも廃止の計画としていたが、家内労働者側は1人でも家内労働者がいる以上は廃止反対の姿勢であり、委託者側も無理して廃止する必要はないとの意見であったことから、いずれも廃止諮問を見送っている。

このため、改めて廃止諮問を行っても理解が得られる状況にはないことから、第14次計画では改正とする計画としたものである。

(2) 委託者・家内労働者数及び継続性の有無

ア 家内労働者数

令和5年10月1日集計の家内労働者（補助者を含む。以下同じ。）全体の数は777人となっている。ピークにあった昭和63年の約13,500人と比較すると、94.2%の減少を示しており、昨年の806人と比較すると3.6%の減少となっている。

和服裁縫業の家内労働者に限ってみると、最低工賃を新設した昭和48年3月時点で、1,241人で、昭和56年に1,507人でピークとなり、その後、昭和59年に900人、平成11年に500人、平成15年に300人、平成18年に200人を割り、平成23年に100人を割り90人となった。平成24年及び平成25年は100人をわずかに上回ったが、平成26年以降は廃止を

検討すべきとされる 100 人未満の状態が継続しており、令和 3 年以降は 30 人程度となり、令和 5 年は 28 人である。

令和 5 年の家内労働者数について、青森県最低工賃を設定している業種別にみると、男子・婦人既製服製造業が 301 人（全体の 38.7%）、和服裁縫業が 28 人（同 3.6%）、電気機械器具製造業が 169 人（同 21.8%）となっており、この 3 業種で全体の 64.1%を占めている。

イ 委託者数

令和 5 年 10 月 1 日現在において、家内労働者に仕事を委託する委託者数は、全体で 65 委託者となっている。委託者数はピークであった昭和 63 年の約 500 委託者と比較すると、87.0%の減少を示している。

和服裁縫業の委託者に限ってみると、新設時は 156 で、昭和 56 年に 182 でピークとなり、その後昭和 59 年に 100、平成 10 年に 50 を割り、平成 23 年に 20 を割り 16 となった。以降、平成 30 年以降は 10 を割り、令和 5 年は 8 となった。

委託者数について、青森県最低工賃を設定している業種別に見ると、男子・婦人既製服製造業が 26 委託者（全体の 40.0%）、和服裁縫業が 8 委託者（同 12.3%）、電気機械器具製造業が 17 委託者（同 26.2%）となっており、この 3 業種で全体の 78.5%を占めている。

参考として、総務省統計局の経済センサスから、当県における委託者の大多数を占める「呉服・服地・寝具小売業」についてみると、平成 24 年に 173 事業所、平成 28 年に 149 事業所、令和 3 年には 135 事業所と減少している。

ウ 継続性の有無

継続性のある業種ではあるものの、今後、和服の家内労働者が増加傾向に転じていく要素は現時点では特に認められない。

(3) 工賃額等家内労働の実態（青森県和服裁縫業最低工賃実態調査結果）

ア 月平均作業日数は、平成 29 年調査では 14.7 日、令和 2 年調査では 16.9 日であったが、令和 5 年調査では 9.7 日と減少した。

1 日平均作業時間は平成 29 年調査では 5.8 時間、令和 2 年調査では 6.0 時間、令和 5 年調査では 5.5 時間となっている。

イ 家内労働者調査による平均工賃月収額は、平成 29 年調査では 56,787 円、令和 2 年調査では 53,017 円、令和 5 年調査では 41,420 円となっている。

ウ 単純計算した家内労働者 1 人 1 時間当たりの平均工賃額は、平成 29 年調査では 570 円、令和 2 年調査では 634 円、令和 5 年調査では 811 円となっている。

なお、標準能率から算出した最低工賃 1 時間当たりの単価は、611 円か

ら 923 円、単純平均は、818 円である。

エ 各品目ごとの工賃単価平均額については、平成 23 年委託者調査比で 14 品目のうち 9 品目が、令和 2 年委託者調査比で 7 品目が低下している。

オ 今後の家内労働委託量の見通しについて、委託者の 100%が「減少する」と答えており、「増加する」と答えた者はいなかった。

カ 工賃改定について、回答した 75.0%の委託者（8 事業所のうち 6 事業所）が「予定はない」と回答している。

(4) 他地域との関連性

和服裁縫業に関して最低工賃を設定している都道府県は、東北・北海道ブロックでは、北海道と当県のみであり、全国でも 8 道県（ほかは中国・九州地方で 6 県あり）であって、当県と他地域との関連性は特に認められない。

3 和服裁縫業最低工賃改正の全国（8 局）の動向について

全国で和服裁縫業最低工賃を設定しているのは、青森県を含め、8 道県である。

鳥取県において、平成 25 年度に改正（平成 26 年 5 月 21 日発効）されているが、他の道県においては、平成 17 年度以降は改正が行われていない。

第 14 次最低工賃新設・改正計画（令和 4 年度～令和 6 年度）では、次のとおり改正（長崎以外）または廃止（長崎）について、検討することとしている。

- 令和 4 年度 北海道（コロナのため部会開催見送り）、島根（改正諮問見送り）、熊本（改正諮問見送り）
- 令和 5 年度 青森、鳥取、山口、長崎
- 令和 6 年度 広島

なお、各道県とも委託者、家内労働者とも減少傾向にある。

4 改正諮問の必要性の検討について

(1) 本省の「最低工賃の手引き」によれば、次の要件のいずれかに合致するものから改正を行うものとされている。

イ 前回の改正から 3 年以上経過しているもの

ロ 継続性のある業種で、適用家内労働者数が 300 人以上存在するもの

ハ 他地域との関連性が強い業種

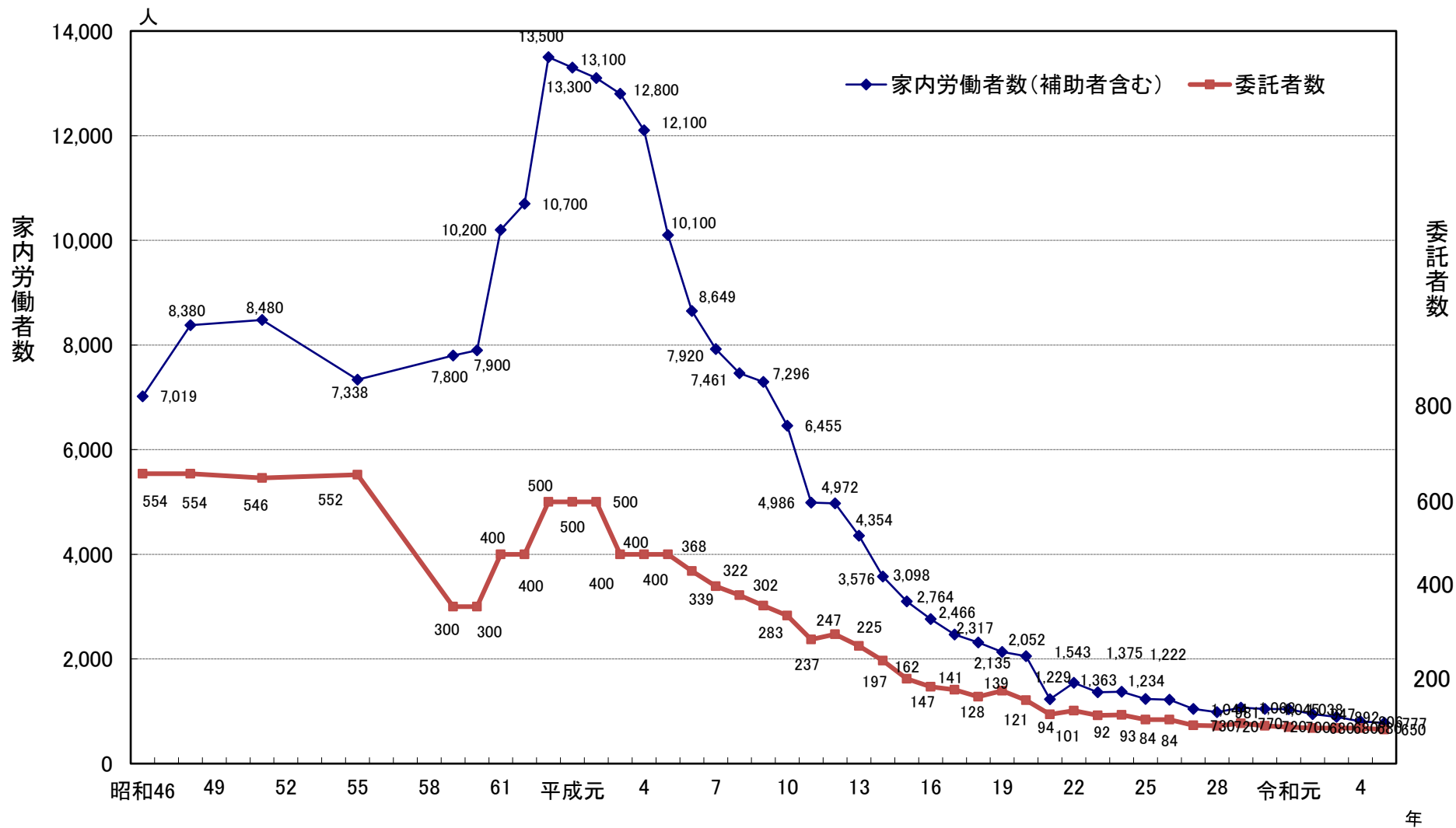
ニ 管内の主要業種に関連するもの

ホ 工賃が低廉な業種

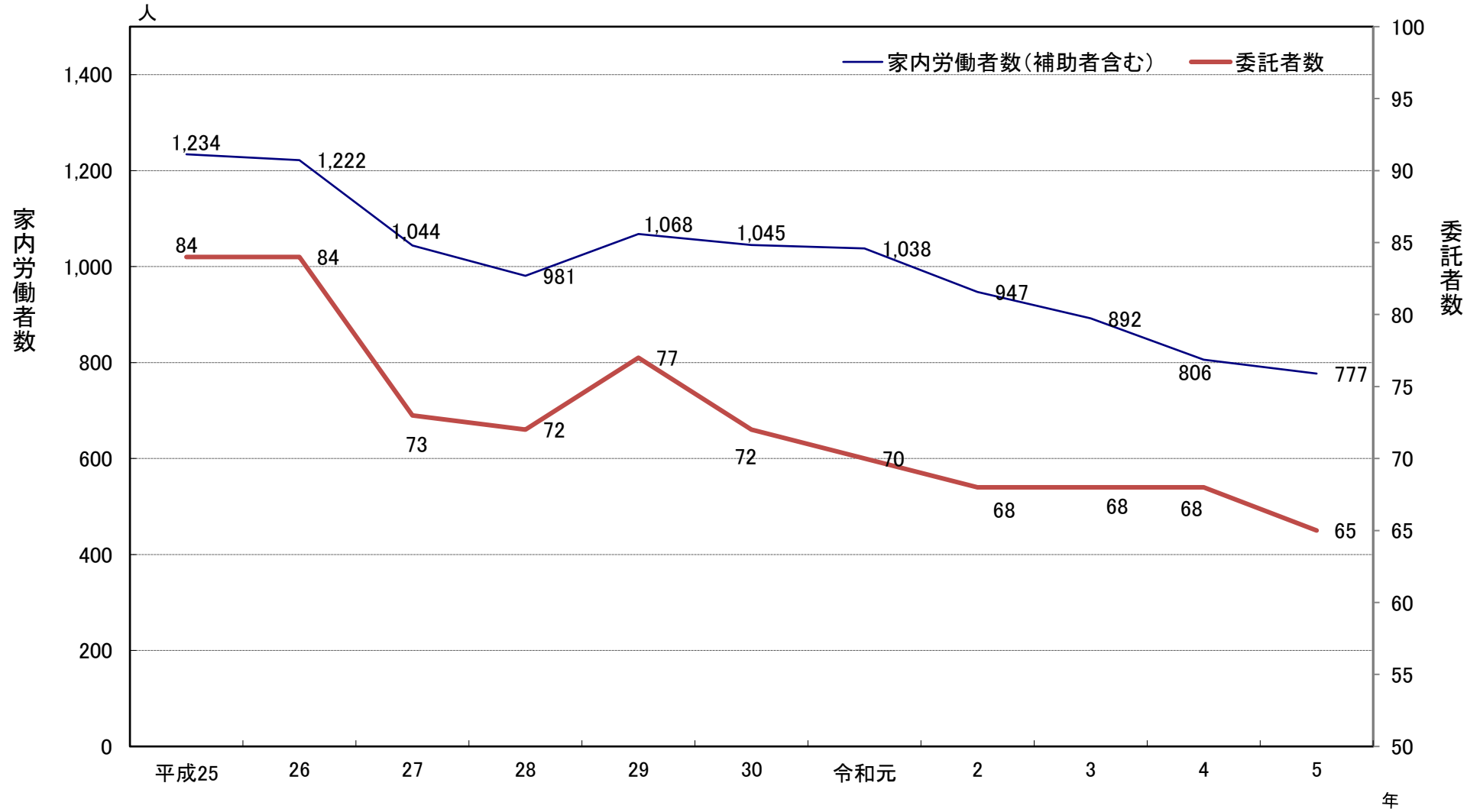
(2) 和服裁縫業については、前回の改正から 21 年経過しているものであるが、他の要件には該当がない。

- (3) これらの諸要件及び本県における経済情勢、雇用情勢などを総合的に判断し、和服裁縫業最低工賃を引き上げる必要性の有無について検討願いたいこと。

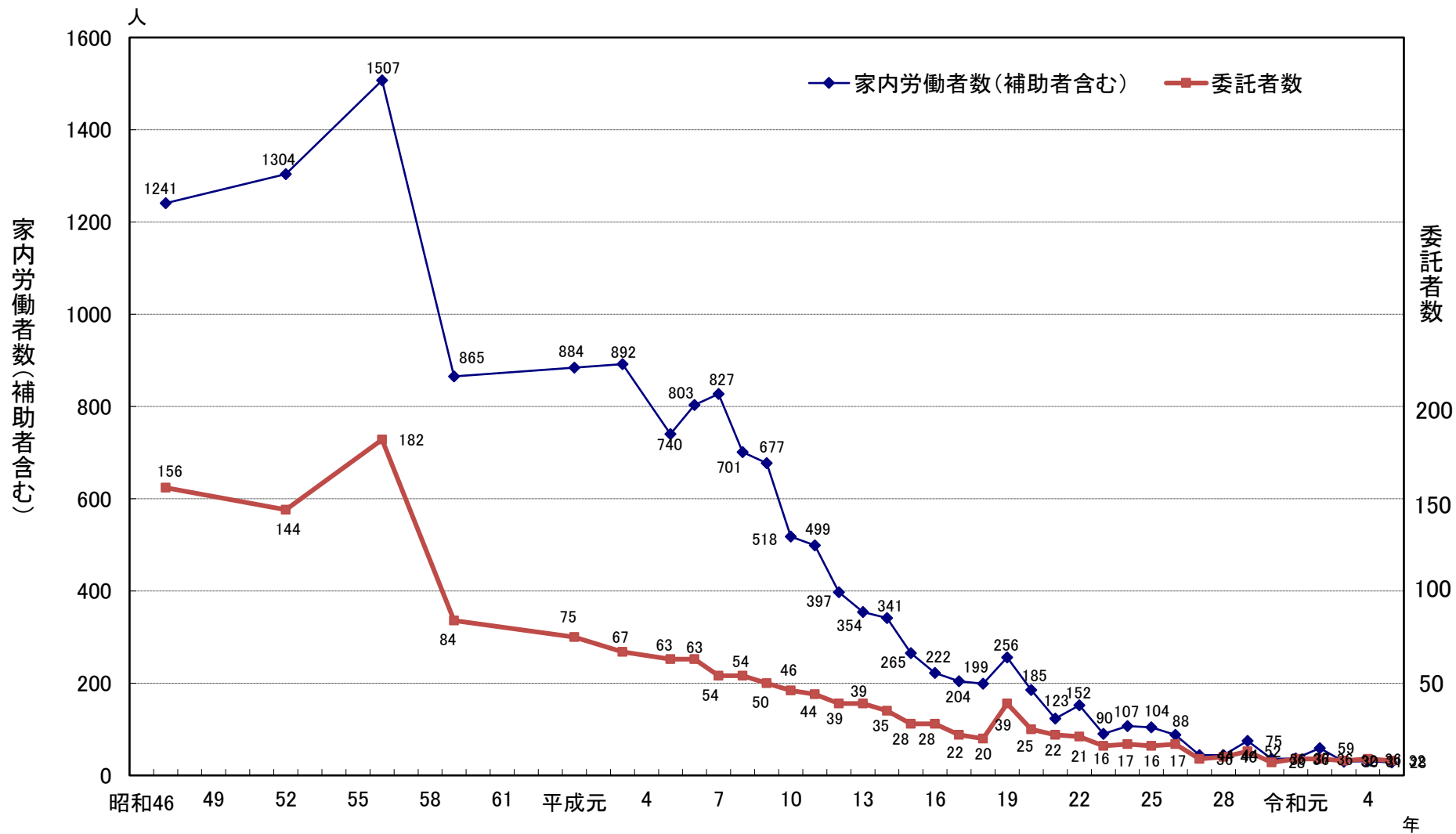
家内労働者数及び委託者数の推移(青森県)



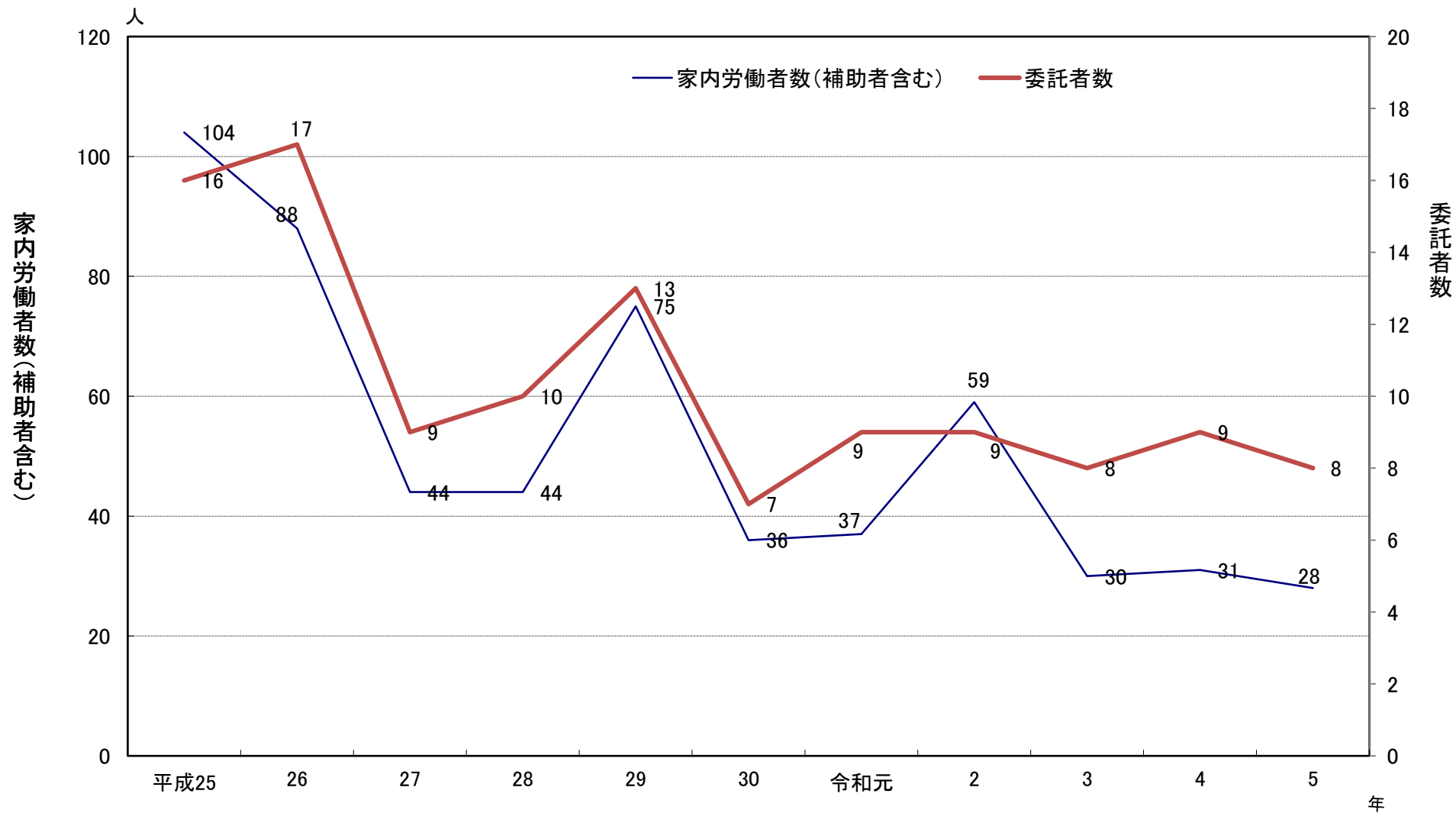
家内労働者数及び委託者数の推移(青森県):平成25年以降



家内労働者数及び委託者数の推移(青森県・和服裁縫業)



家内労働者数及び委託者数の推移(青森県・和服裁縫業):平成25年以降



	平成17年度改正諮問見送り（第8次計画）	平成20年2月改正諮問見送り（第9次計画）	平成24年2月改正諮問見送り（第10次計画）
経緯	1 青森県和服裁縫業最低工賃改正の経過 前回の改正（効力発生）は、平成15年5月1日である。	1 青森県和服裁縫業最低工賃改正の経過 前回の改正（効力発生）は、平成15年5月1日である。 その後、平成17年度（第8次計画）において、改正諮問を見送った。	1 青森県和服裁縫業最低工賃改正の経過 前回の改正（効力発生）は、平成15年5月1日である。 その後、平成17年度（第8次計画）及び平成19年度（第9次計画）において、改正諮問を見送った。
検討等	2 改正諮問の必要性の有無 第8次最低工賃改正計画に基づき、平成16年度を初年度とする3ヵ年計画を策定・実施することとし、以下の要件に合致し、必要と認めるときは、労働局長が地方労働審議会の審議・答申を受けて改正決定することとなっている。 ア 前回改正から、3年以上経過しているもの イ 継続性のある業種で、家内労働者数が300人程度存在するもの ウ 他地域との関連性が強いもの エ 管内の主要産業に関連するもの オ 工賃が低廉なもの 今年度は青森県和服裁縫業最低工賃の改正計画年度であったが、第8次改正計画の改正要件に照らし、以下の理由から、青森地方労働審議会に対する諮問を見送ることとした。 ア 青森県内における和服裁縫業にかかる家内労働者数が減少し、平成15年度以降は200名台で推移しており、本年度においては204名となったことから、工賃改正計画への対応に当たって実態調査を実施した結果、直近1カ月間では「稼働している家内労働者数」が182名とさらに少ないものとなっていること。 イ 和服裁縫業最低工賃を設定している都道府県は全国で8道県であり、北海道においては設定しているものの、東北6県では本県のみであることから、最低賃金に比較して、他地域との関連性が強いものとはいえないこと。 ウ 和服裁縫業を取り巻く環境から、行政の履行確保をもってしても、本体の販売業界の衰退を押しとどめることが出来ないものと判断され、結果的に安い「海外への外注」に拍車を掛けかねず、和服の仕立てに関わる家内労働の衰退を加速するものと判断されること。 なお、以上の経過を踏まえ、青森県和服裁縫業最低工賃については、平成18年度において通信調査を行い、家内労働者数が「200人台」と確認された場合には、平成19年度を初年度とする第9次改正計画の初年度に改正計画を掲載することとした。	2 改正諮問の必要性の有無 ア 適用家内労働者数は256人と300人を下回っている。 イ 関連業種全体の事業所数及び労働者数が減少傾向にあり、管内の主要産業とは言い難い、また、他地域との関連性が強いとは認められない。 ウ 和服の生産量は減少ないし横ばいであり、企業においては収益が増加している状況にない。 ※事務局案 改正要件、業界の経済情勢及び平均工賃額が減少している状況等から判断すると、最低工賃を引き上げる状況にないものと思料されるので、本年度は改正諮問を見送るのが妥当と考える。 審議の結果、事務局提案のとおり、青森県和服裁縫業最低工賃の改正諮問について、今年度は見送ることを了解した。	2 改正諮問の必要性の有無 平成23年度の家内労働者数については、廃止決定を検討するとされている100人を下回り、90人となっている。今後、大きく増加する要因は見込まれないものの、過去の集計状況より、一時的に増加する可能性もある。 また、関連業種全体の事業所数及び労働者数についても減少傾向にあり、また他地域との関連性が強いとは認められない。 平成17年度、平成19年度、平成23年度実態調査結果と比較すると、月平均作業日数が増加傾向にある一方で、単純計算した家内労働者1人1時間当たりの平均工賃額には、大きな変化がなく、各品目ごとの工賃単価平均額については、上昇傾向にあるが、品目によっては過去の調査結果を下回るものもあった。 国内における和装製品の生産量及び呉服小売業の事業所・従業者は減少してきており、企業及び業界団体において、市場拡大のために種々対策を講じていると思われるものの、需給の増加が見込まれる状況にはない。 これらの諸要件及び本県における経済情勢などを総合的に判断すると、現状において最低工賃を引き上げる状況にはないものと考えられることから、本年度は改正諮問を見送り、将来、廃止の可否を含めて検討、判断するのが妥当である。

	平成26年12月改正諮問見送り（第11次計画）	平成29年12月廃止諮問見送り（第12次計画）	令和2年12月廃止諮問見送り（第13次計画）
経緯	<p>1 青森県和服裁縫業最低工賃改正の経過</p> <p>前回の改正（効力発生）は、平成15年5月1日である。その後、平成17年度（第8次計画）、平成19年度（第9次計画）及び平成23年度（第10次計画）において、改正諮問を見送った。</p>	<p>1 青森県和服裁縫業最低工賃改正等の経過</p> <p>平成15年5月1日から発効している現行の青森県和服裁縫業最低工賃については、平成17年度（第8次計画）、平成19年度（第9次計画）、平成23年度（第10次計画）及び平成26年度（第11次計画）において改正諮問が見送られてきた。平成28年度から30年度までの3年間を計画期間とする第12次最低工賃新設・改正計画において、青森県和服裁縫業最低工賃は平成29年度に「廃止」する計画となっている。</p>	<p>1 青森県和服裁縫業最低工賃改正等の経過</p> <p>平成15年5月1日から発効している現行の青森県和服裁縫業最低工賃については、平成17年度（第8次計画）、平成19年度（第9次計画）、平成23年度（第10次計画）及び平成26年度（第11次計画）において改正諮問が見送られてきた。また、平成29年度（第12次計画）では、廃止の計画であったが、『本件最低工賃がその「実効性を失った」とまで判断するのは時期尚早』として廃止諮問は見送りとなっている。令和元年度から3年度までの3年間を計画期間とする第13次最低工賃新設・改正計画において、青森県和服裁縫業最低工賃は令和2年度に「廃止」する計画となっている。</p>
検討等	<p>2 改正諮問の必要性の有無</p> <p>平成26年度の家内労働者数については、廃止決定を検討するとされている100人を下回り、88人となっており、今後、大きく増加する要因は見込まれないものの、過去の集計状況より、一時的に増加する可能性もある。</p> <p>また、関連業種全体の事業所数及び労働者数についても減少傾向にあり、また他地域との関連性が強いとは認められない。</p> <p>平成19年度、平成23年度調査結果と比較すると、月平均作業日数及び1日平均作業時間数ともに減少し、単純計算した家内労働者1人1時間当たりの平均工賃額には、大きな変化がなく、各品目ごとの工賃単価平均額については、品目によっては過去の調査結果を下回るものもあり、平成23年度調査結果との比較では、半分以上の品目について、工賃単価平均額が下回る結果となった。</p> <p>また、和服の家内労働委託量についての増加は見込めず、各企業において、市場拡大のために種々対策を講じていると思われるものの、需給の増加が見込まれる状況にはない。</p> <p>これらの諸要件及び本県における経済情勢などを総合的に判断すると、現状において最低工賃を引き上げる状況にはないものと考えられることから、本年度は改正諮問を見送るのが妥当である。</p>	<p>2 廃止諮問についての検討</p> <p>県内の和服裁縫業に従事する家内労働者数については、平成26年以降、100人未満の状態が継続しているところ、和服の販売量の減少や家内労働者の高齢化などから、今後大きく増加する要因は見込めない状況にあるものの、今年度は家内労働者数、委託者数ともに対前年比で増加するという調査結果となったこと。</p> <p>各企業において市場拡大のための対策を種々講じていると思われるが、和服の家内労働委託量について増加を見込める状況にはない。一方で、家内労働者からは、委託工賃の拠り所として最低工賃の改正を求める意見もあったこと。</p> <p>これらを総合的に勘案すると、現時点において青森県和服裁縫業最低工賃がその「実効性を失った」とまで判断するのは時期尚早と史料される。</p> <p>以上より、本年度において当該最低工賃を廃止することは適当ではないことから、廃止諮問を見送ることが妥当である。</p>	<p>2 廃止諮問についての検討</p> <p>県内の和服裁縫業に従事する家内労働者数については、平成26年以降、100人未満の状態が継続しており、調査結果によると、回答のあった24名の家内労働者の経験年数は全員が15年以上となっており、新規に開始する者はほとんどおらず、また、仕事の量も減少傾向であることから今後家内労働者が大幅に増加することは考えにくいものの、平成27年以降は増減を繰り返しており、下げ止まっている感がある。</p> <p>工賃についてみると、調査結果では中には最低工賃を下回っていると回答もあるが、最低工賃は概ね最低額と最高額の範囲にあり、実際に支払われる工賃額に一定の影響を及ぼしていると認められる。</p> <p>調査結果全体からは、県内の和服縫製業に関する家内労働は縮小傾向にあるものと考えられる。</p> <p>また、労働側代表委員及び使用者側代表委員に調査結果を説明し、廃止に関する意見を聞いたところでは、労働側代表委員は「最低工賃の廃止は今ではない」、使用者側代表委員は「当面存続させるべき」との意向であった。</p> <p>これらを総合的に勘案すると、和服縫製業に関する家内労働は縮小してきており、将来的には廃止も検討されるべきであるが、現時点では家内労働者数及び委託者数は増減を繰り返しており、青森県和服裁縫業最低工賃がその「実効性を失った」とまで判断することはできず、また、労使とも当面は最低工賃を存続させるべきとの意見であることから、本年度において当該最低工賃を廃止することは適当ではないと判断し、廃止諮問を見送ることとした。</p>

青森県最低工賃の推移

青森県津軽塗 漆器製造業	S46.9.12	S54.5.25	S59.5.20	H2.4.19														
	新設	第1回改正	第2回改正	廃止														
青森県シーム レスストックン グ製造業	S47.2.27	S50.12.23																
	新設	廃止																
青森県男子洋 服・婦人服仕立 業	S47.12.24	S52.6.23	S56.5.23	S59.5.21	H3.4.10													
	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	廃止													
青森県和服裁 縫業	S48.3.17	S53.5.21	S57.4.16	S60.5.26	H2.5.17	H4.5.1	H6.5.1	H8.5.1	H10.5.1	H12.5.1	H15.5.1	以降改正諮問見送り・廃止諮問見送り						
	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	第4回改正	第5回改正	第6回改正	第7回改正	第8回改正	第9回改正	第10回改正							
青森県電気機 械器具製造業	S50.9.1	S55.6.15	S58.5.30	S61.5.16	H1.5.21	H3.5.10	H5.5.1	H9.7.6	H11.5.1	H13.5.1	H16.5.1	H19.5.1	H23.5.1	H26.5.1	H29.5.1	R3.5.1	R5.5.1	
	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	第4回改正	第5回改正	第6回改正	第7回改正	第8回改正	第9回改正	第10回改正	第11回改正	第11回改正	第12回改正	第13回改正	第14回改正	第15回改正	
青森県横編 ニット製造業	S52.6.23	S57.5.21	S60.5.26	S63.5.22	H3.5.10	H13.4.1												
	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	第4回改正	廃止												
青森県男子・婦 人既製服製造 業	S63.5.22	H3.5.10	H5.5.1	H7.5.2	H9.5.2	H12.5.1	H14.5.1	H17.5.1	H22.4.1	H25.4.1	H28.4.1	H31.4.1	R4.4.1					
	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	第4回改正	第5回改正	第6回改正	第7回改正	第8回改正	第9回改正	第10回改正	第11回改正	第12回改正					
青森県スカー フ・ハンカチ ーフ製造業	H4.5.1	H6.5.1	H8.5.1	H10.5.1	H13.4.1													
	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	廃止													

(注1) 年月日は効力発生(廃止)日

(注2) 「青森県横編ニット製造業」は新設時は「青森県横編メリヤス製造業」

青森県横編ニット製造業

平成12年10月 46 (5)
平成11年10月 56 (5)
平成10年10月 58 (6)
平成9年10月 70 (5)

青森県スカート・ハンカチーフ製造業

平成12年10月 215 (1)
平成11年10月 295 (1)
平成10年10月 484 (4)
平成9年10月 760 (5)

経済センサス（総務省）抜粋
青森県

	卸売業・小売業				呉服・服地・寝具小売業					
	事業所数	対24年比	従事者数	対24年比	事業所数	卸売業・小売業比	対24年比	従事者数	卸売業・小売業比	対24年比
平成24年	13,099	—	89,065	—	173	1.32%	—	469	0.53%	—
平成28年	13,466	102.80%	95,941	107.72%	149	1.11%	86.13%	484	0.50%	103.20%
令和3年	12,646	96.54%	93,383	104.85%	135	1.07%	78.03%	392	0.42%	83.58%

	卸売業・小売業	
	年間商品販売額（百万円）	対23年比
平成23年	2,661,121	—
平成27年	3,273,503	123.01%
令和2年	3,028,176	113.79%

	呉服・服地・寝具小売業		
	年間商品販売額（百万円）	卸売業・小売業比	対23年比
平成23年	4,132	0.16%	—
平成27年	4,974	0.15%	120.38%
令和2年	3,284	0.11%	79.48%

青森県 和服裁縫業 最低工賃改正の必要性の有無について

標記に係る意見を書面で求められたことから、平成15年以降20年間工賃改正がなされていない（諮問が見送られている）こと等を踏まえ、青森労働局から提供された資料等に基づき、青森地方労働審議会（家内労働部会）の一委員として、以下、私見を述べます。

小山田康雄

家内労働法第10条において、「・・・労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例（同法第8条で規定）により、その改正又は廃止の決定をすることができる。」と規定していることから、労働局長は、必要があると認めるときは、審議会の調査審議を求め、その意見を聞いて、最低工賃の改正又は廃止を決定することができるかと解されます。従って、改正諮問又は廃止諮問（専門部会の設置）、諮問の見送り等の検討・判断は、労働局の主導でなされるものと思います。

令和4年3月18日付け雇均発0318第2号「第14次最低工賃新設・改定計画（※計画期間令和4年度～6年度）の実施について（厚生労働省雇用環境・均等局長→各労働局長）」の1（3）においては、

「・・・産業界の動向把握を行った結果・・・景況、受注量の減少のため・・・改正を行う状況にないと判断する場合は・・・審議会又は同審議会家内労働部会において・・・説明を行い、公労使三者の了解を得た上で・・・改正諮問の見送りを行うこと。」

としています。

また、3においては、

「・・・適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については・・・廃止することも検討すること。」

としています。

同発出文の添付資料によれば、和服裁縫業最低工賃を設定しているのは8道県（東北では本県のみ）であり、第14次計画において7道県が改正予定、1県が廃止予定としています。

着物（和服）市場は、1980年代の1兆8千億円をピークに、現在は6分の1程度までに縮小しており、主要顧客であるシニア層の高齢化や人口減少による市場縮小などの課題を抱えているとされています。

令和4年度に改正予定としていた3道県はいずれも、これら業界の状況・動向や家内労働者数の減少等を理由に改正諮問を見送っています。

令和5年度に改正予定の本県を含む3県(+廃止予定1県)についても、前回、令和2年度の検討において、概ね同様の理由から、改正等の諮問を見送っています。

本県においては、第8次～11次計画(平成17年～27年)において改正諮問が見送られました。また、第12次計画(平成28年度～30年度)及び第13次計画(令和元年度～3年度)では、業界の状況・動向や家内労働者数の減少等を理由に「廃止」する計画となっていたが、青森県和服裁縫業最低工賃が「その実効性を失ったとまでは判断できない」などとして廃止諮問を見送っています。

以上の経緯等を踏まえ、加えて、青森労働局による家内労働に係る調査において、平成26年度以降、本県の和服裁縫委託者数が17から8に半減し、家内労働者数も100人未満の状況が続き令和5年には過去最少の28人(内、調査回答者6人)となったこと等を勘案すると、現時点において、本県における和服関連需要の伸びや、適用家内労働者の増加を見込むことは難しく、上記「雇均発0318第2号」の趣旨に照らせば、青森県和服裁縫業最低工賃の「廃止」を検討するか、又は「改正」を見送ることが妥当ではないかと思われます。

以上。

家内労働とは、一般に自宅を作業場として行う労働者であり、主にメーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受け、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行っています。こうした家内労働者は、年々減少傾向にあるものの、今なお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

家内労働者はその名の通り、家族や自身の事情により一般的な形態で企業に属する労働ができず、委託により家内での労働を余儀なくされている人たちです。その対価は、賃金の低廉な労働者の賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善や生活の安定を図ることを目的に法律で定められた最低賃金より更に低く、憲法により健康で文化的な最低限度の生活を送るために保障された生活保護費にも届かない水準です。こうした勤労弱者・社会的弱者はその状況に声を上げることも出来ず、中には貧困というループから抜け出せず、世代にわたって著しく不利な状況や不利益な環境に置かれている人たちもいます。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」であり、それは生活を支えるセーフティネットとなり、法の庇護という心の支えでもあります。

家内労働法（抜粋）

I 家内労働法のあらまし

●家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定められたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るよう努めなければなりません。

II 家内労働に関する施策の概要

●最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働省大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

青森県における最低工賃の業種については、①青森県和服裁縫業、②青森県男子・婦人既製服製造業、③青森県電気機械器具製造業の3業種があり、工賃の換算については工程や時間あたりの標準能率などがあるため単純に工賃額を比較できませんが、②と③については地域別最低賃金の改定状況に応じて専門部会を開催し、最低賃金額の引上げ幅に応じて改定されてきました。

青森県の地域別最低賃金については、2003年（平成15年）に据え置き（605円）となったのち昨年まで293円引上げられ、特に最低賃金法が一部改正になった2008年7月1日以降、それまで1円など小幅であった引上げ額が、生活保護との整合性を加味することなどにより大幅に引き上げられ、ここ10年の推移をみると2020年（令和2年）の一桁を除き、毎年2桁の引上げを行ってきました。今年度は45円（5.28%）引き上げられ、現在898円となっています。

青森県最低賃金等の推移

青森労働局

区分	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	令和元	令和2	令和3	令和4
	中賃目安	引上額(円) 生活保護との比較	Dラシク 10 青森 2	Dラシク 13 青森 △7	Dラシク 16 青森 △11	Dラシク 21 青森 △18	Dラシク 22 青森 △58	Dラシク 24 青森 △65	Dラシク 26 青森 △83	— 青森 △96	Dラシク 28 青森 △114
	引上率(%)										
青森県最低賃金	引上額(円)	11	14	16	21	22	24	28	3	29	31
	引上率(%)	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77
	*①指数	76.52	76.46	76.63	76.82	77.04	77.36	77.99	78.28	78.96	79.57
	時間額(円)	665	679	695	716	738	762	790	793	822	853
	発効月日	10/24	10/24	10/18	10/20	10/6	10/4	10/4	10/3	10/6	10/5

他方、ここ20年ほど家内労働など低賃金で働く労働者を取り巻く環境に目を向けると、2019年（令和元年）10月には消費税率が8%から10%へ引き上げられ、低所得で生活を営む労働者ほど負担は大きく、深刻な貧困と格差に苦しんでいます。また、公租公課は2004年（平成16年）の0.864から2023年は0.816と、ここ20年ほどで0.048増となり、単純に2023年度の地域別最低賃金（898円）で換算（173.8時間）した場合、1ヶ月の賃金で凡そ7,512円が負担増により減収となっています。

こうした中、国内外の様々な要因により物価の上昇が激しくなり、2022年は上場する主要飲食料品メーカー105社における価格改定品目は2万5768品目となり、値上げ率は平均14%で、10月には6700品目と単月では異例の多さを記録しました。これはバブル崩壊以降の過去30年間でも異例で類を見ない「記録的な値上げラッシュ」となっています。

2023年には価格改定をした主要飲食料品メーカーは195社に上り、品目数は累計で3万2395品目、1回当たりの値上げ率平均は15%となり、2022年を上回る記録的な結果となっています。なお、この値上げにはエネルギー価格が含まれておらず、特に自宅を作業場とする家内労働者にとっては、冬に向けて更なる負担増が大きく押し掛かっています。

今年に入り消費者の値上げ疲れも見られることから、2024年は前年の同じ時期に比べておよそ6割減少する見通しとなっていますが、それでも最大で1万～1万5000品目で推移すると予想されています。こうした値上げは主に日用品や食料品で、最低工賃で日々ギリギリの生活を余儀なくされている労働者は食事の量を減らしたり、1日の食事の回数を減らすなど厳しい生活を余儀なくされています。総務省「家計調査」によるエンゲル係数（消費支出に占める食費の割合）を見ても指数が26%を越えるなど、1980年以来過去43年間で最高域に達しています。

このような状況の下、和服裁縫業に係る家内労働者の工賃のみを据え置くという理由は見当たりません。和裁縫製業で働く家内労働者は少ないものの、その技術は貴重なものであり、委託企業にとっても無くてはならない人たちです。日本人にとって和服は単にフォーマルな装いというだけでなく、伝統的な民族衣装です。若い世代では着物離れが進んでいると言われますが、冠婚葬祭や成人式などでは未だ欠かせない晴れ着です。ある調査会社（ゼネラルリサーチ/2022.11）によると、20代～40代の男女では、今後「着るかもしれない」と回答した人が49.2%と最も多く、「着ないと思う」の36.8%を上回っています。

こうしたことから、和裁縫製業で働く家内労働者の生活改善と、技術を守り継承するためにも、時代に見合った工賃の引き上げが必要です。労働弱者や社会的弱者には厳しい時代ですが、少しでもその希望となるよう、改正に向けた真摯な議論が必要です。